

家庭・地域との連携の在り方

広島県教育委員会

21世紀を担う児童生徒を育成するため、学校においては、生命を大切に、他人を思いやる心とともに、社会のモラルやルールを守ることなどの豊かな人間性や社会性をはぐくむことが求められています。また、このためには、家庭や地域社会との連携がより一層重要であると言われています。

学校、家庭、地域社会の連携については、これまでも、教育的意義からその重要性が指摘されてきましたが、実際は、組織的な連携ができていなかったり、学校が校内での出来事や取組みを外部に対してオープンにすることに消極的であったことなどから形式的な連携にとどまる実態がみられました。

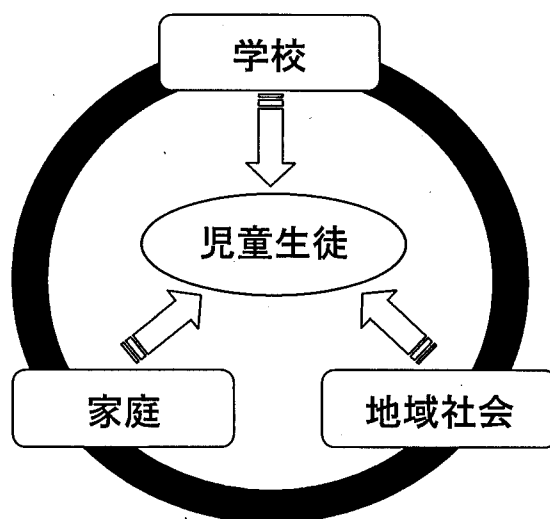
このことから、児童生徒に豊かな人間性や社会性など「生きる力」をはぐくむためには、あらためて、学校、家庭、地域社会の三者がそれぞれの果たすべき役割を自覚してそれぞれの教育力を生かすとともに、三者が一体となった連携の在り方について見直し、抱え込みから、開かれた連携を進めていくことが必要です。

1 基本的な考え方

家庭は、児童生徒の人間形成において、豊かな感性をはぐくむことや望ましい習慣形成など、重要な役割を担っています。また、地域社会は、児童生徒に対し地域社会の一員としての自覚や、将来の社会における自己実現に向けての認識を深める場としての役割が求められています。そして学校は、各校の教育目標に向かって計画的、継続的に児童生徒の学習活動や指導を行う重要な役割を担っています。

しかしながら今日、学校が、児童生徒に「生きる力」をはぐくむためには、学校教育を学校のみで行うものにとらえるのではなく、家庭、地域社会との連携により行うものにとらえ、学校、家庭、地域社会のそれぞれがその教育力を生かした相互の有機的な連携のもとに行うことが大切です。

このことから、学校においては、積極的に開かれた学校づくりを推進するため、家庭、地域社会に対して、学校目標や指導方針等について説明するなど学校の説明責任（アカウンタビリティ）を明確にするとともに、児童生徒の問題行動等を未然に防止するため、家庭や地域社会に対して積極的な働きかけを行い、ともに児童生徒を育てていく視点に



立った連携を行うことが必要です。

2 連携における留意点

学校が、家庭や地域社会に対して積極的な働きかけを行い、より効果的な連携を進めるためには、次の点に留意することが必要です。

- (1) 校内組織体制を確立し、組織的な連携を行うこと
- (2) あらかじめ年間計画を立て計画的な連携を行うこと
- (3) 家庭、地域社会と連携・協力できるネットワークをつくること
 - ア PTAと協働して取組む
 - イ 青少年健全育成団体など関係機関等と連携する
- (4) 家庭、地域社会との相互理解を深めること
 - ア 学校、家庭、地域社会の役割を明確にする
 - イ 情報交換や協議の内容を明確にしておく
 - ウ 教育目標や指導方針など学校教育に関する情報を積極的に発信する
 - エ PTA活動を活性化する
 - オ 地域住民の学校教育活動への参加を促進する
 - カ 地域行事への参加・協力をする
 - キ 学習の場として地域の社会教育施設等を活用する
- (5) 個人情報の保護に努めること
 - ア 地方公務員法に規定されている守秘義務を遵守する
 - イ 個人情報保護条例の趣旨を踏まえて対応する

3 家庭、地域との連携に係わる事例

ここでは、児童生徒の問題行動等に係わっての家庭、地域社会との連携について、具体的な事例を紹介します。

(1) 家庭訪問を通して保護者の理解を得ることについて

事例

放課後体育館の裏で、教職員が、生徒の喫煙行為を発見し、その場で本人に注意し帰宅させた。帰宅した生徒は保護者を通じ、「吸っていない」と言い、保護者も「子どもの言葉を信じている」と言って譲らない。

ア 学校の対応

家庭訪問を行い、保護者の主張を丁寧に聴き取るとともに、事実経過及び学校の取り組み方針を説明したが、「吸った」「吸わない」で学校と生徒の主張が平行線となった。

保護者の主張を丁寧に聴き取り、繰り返し学校の指導方針を説明したが、理解を得ることができなかった。結局、「疑わしき行為はしないこと」と嚴重注意をするに終わった。

イ 課題

- 教職員が、喫煙を発見したにもかかわらず、事実の確認や生徒から丁寧に事情を聞くことが不十分であったことから、指導の徹底ができなかった。
- 生徒・保護者の言い分に妥協し、十分な指導ができなかった。
- 生徒・保護者に、学校の指導について不信感を残してしまった。
- 喫煙防止に対する生徒指導体制を確立し、指導方針等について文書で保護者に理解を求めておく必要があった。

ウ 考察

(ア) 基本的な考え方

家庭訪問については、児童生徒の家庭での生活状況や課題を把握し、保護者と協力して効果的な指導方法を検討・実践するなど学校の指導を補完する役割を持っています。

喫煙などの問題行動の指導については、指導方針を明確にしておくとともに、保護者への説明は事実に基づいてねばり強く行い、学校の指導が単なる罰ではなく、児童生徒自身の健やかな成長を促すものであることの理解を求めることが大切です。

(イ) 留意点

- ① 児童生徒の指導、援助の計画のなかで実施すること。
- ② 誰と何を話すか、何を聞くか、時間・回数など、家庭訪問の目的を明確にすること。
- ③ 保護者の気持ちを共感的に理解し、話しをじっくり聞くとともに、話しやすい雰囲気づくりに努めること
- ④ 1回の訪問で過大な成果を期待せず、場合によっては長期的な展望をもって

【参考】喫煙に対する指導のポイント

- 喫煙を発見した場合の対応について日頃から教職員で確認し、その場で十分な指導ができるようにしておく。
- 発見者と生徒の双方から、発見当時の状況について細かく確認しながら聴き、記録する。
- 言い分のくいちがいについては、生徒の心の動きに注意しながら丁寧な聞き取りを続け真実に迫っていく。
- 学校の指導は、生徒を取り締まろうとしているのではなく、喫煙行為を止めさせることをねらいとした指導であることを理解させる。
- 生徒がその場で喫煙行為を認めようとしない場合でも、発見者が喫煙事実を確認したことをもとに、学校としての指導を行うこと。

計画を立てること。

- ⑤ 複数の教職員が家庭訪問する場合、それぞれの役割を明確にしておくこと。
- ⑥ 家庭訪問について正確な記録を残すこと。

(2) 地域からの苦情への対応について

事例

地域の住民から、生徒が、「学校の近くの民有地へ無断駐輪する」「道路いっぱいに広がって通行し、他の通行の迷惑になる」との苦情電話がかかってきた。

ア 学校の対応

担当者が、電話で対応するとともに、直ちに訪問して謝罪し、今後の生徒への指導について説明した。

その後、生徒指導部で登下校のマナーに関する指導案を作成し、全教職員の協力のもとに登下校指導を行った。

また、学級活動で、登下校のマナー等について、生徒自身に考えさせる時間を持った。

イ 成果及び課題

- 担当者が迅速かつ誠実に対応し、地域の不満や苦情を解消することができた。
- 地域の苦情を教職員に伝え、登下校指導を行うなど指導体制を見直した。
- 生徒が通学のマナーについて考え、ルールを守ることや他人に迷惑をかけないことなど規範意識の向上につながった。
- 学校が、日常的に地域社会の行事に参加するなど、つながりを持つ必要がある。

ウ 考察

(ア) 基本的な考え方

地域住民の苦情に対しては、感情的になったり、曖昧に対応することなく、常に誠実な対応を心がけることが必要です。

また、苦情については、学校への大切なアドバイスとしてとらえ、教育活動に生かしていくことが大切です。

さらに苦情のあった問題に対する今後の指導方針や取組み状況について、地域に説明していくことが大切です。

【参考】対応するときの5つのポイント

- 誠意を持って対応する。
- 一生懸命に応じる。
- 理屈だけで応じない。
- 相手の考えを大切にする。
- 必要に応じて考えや願いを伝える。

(イ) 留意点

- ① 苦情対応については、迅速に行うこと。たらい回しにしたり、対応するまで

に時間をかけたりしないこと。

② いかなる苦情に対しても、真摯な態度でのぞみ誠実な対応をすること。

③ 苦情の対応は必ず記録に残し、背景、原因を探り、課題を明らかにして今後
にその教訓を生かすこと。

(3) 地域等と連携した暴走族追放活動について

事例

毎週土曜日になると、暴走族が市内の公園で集会をしており、生徒が参加しているのではないかと情報が入った。実態を把握するため、街頭補導活動や関係機関との連携を行い、脱会及び加入の未然防止を図った。

ア 学校の対応

暴走族の実態把握をするため、学校単独で土曜日ごとに校外指導を行ったが、暴走族の問題については、複数の学校の生徒が関わっていることから、校外指導連盟に相談した。

校外指導連盟では、教育委員会と連携し、各学校、警察、地域に呼びかけ、合同で街頭補導活動を行った。

学校は、把握した実態をもとに、保護者と連携し、暴走族からの脱会の指導や全校生徒を対象にした警察署員による防止教室を行った。

また、教育委員会、校外指導連盟、警察、ボランティア団体が、暴走族のメンバーに呼びかけて地域の公園の清掃活動を行った。



イ 成果及び課題

- 学校と家庭、地域、関係機関が連携して取り組むことができた。
- 暴走族を許さない毅然とした取組みを進めるとともに、未然防止指導を行うなど積極的な生徒指導ができた。
- 規制だけの指導ではなく、一緒になって作業等を行うことにより、共感的な人間関係づくりが可能となり、暴走族少年の内面に触れる指導ができた。
- 年間計画の中で、全校生徒対象の交通安全教室や防止教室を行う必要がある。

ウ 考察

(ア) 基本的な考え方

少年の健全育成は、社会共通の目的であり、学校のみで抱え込んでいても解決を図ることはできません。学校は、積極的に家庭、警察等関係機関と連携を図り、一体となって取り組むことが大切です。

保護者に対しては、暴走族が、背後に暴力団のつながりを持つなど社会的にも大きな問題となっていることを認識してもらい、「家庭が、児童生徒をしっかりと指導しなければ根本的な解決にはならない」ということを徹底して説明することが必要です。

また、暴走族をただ規制するだけでなく、他に活動する場を用意するなど、社会の一員としての自覚や生きがいを実感できる指導を行うことが必要です。

(イ) 留意点

- ① 警察等関係機関と連携して防止教室を開催するなど、暴走族の実態や恐ろしさを保護者や児童生徒に理解させるとともに、暴走族と関係を持たせない指導を徹底すること。
- ② 暴走族と関係を持たないためには、家庭での指導が欠かせないことを理解させ、協力を求めること。
- ③ 全校児童生徒や保護者へのアンケート調査を行い、的確に状況を把握すること。
- ④ 学校、家庭、地域での情報交換ができるよう密接な連携を図り、暴走族に引き込まれないために状況把握をしっかり行うこと。

(4) 問題行動に対する学校での特別な指導について

事例

4月○日、昼休憩、廊下で中学2年生の男子生徒2名が、同じ2年生男子に暴力を振るうという事件が起きた。教職員が現場に駆けつけ事態の収拾を図り、大きなけがには至らなかった。

原因は、加害生徒が、自分の悪口を被害生徒に言われていると誤解したためである。

ア 学校の対応

(ア) 当該生徒・保護者に対して

- 4月□日： 当該生徒から事情を聴く。保護者に事情を説明し、今後の指導について話をする。
- 4月□日～： 生徒指導部室において、特別な時間割を組んで、生徒指導部の助言を得ながら学年部・教科担当者が中心に指導を行う。家庭においては、今後の学校生活の在り方、進路について子どもとの話し合いの時間を持つよう依頼する。
- 4月□日～： 授業に出席させて、放課後面接などの指導を行う。生活日誌をつけることを課題とする。

(イ) 全校生徒に対して

臨時の全校集会を開き、プライバシーに配慮しながら、暴力は絶対に許されな

いことについて徹底した指導を行った。

(ウ) 学級に対して

全校集会後、さらに学級でも、ロールプレイなどを通して「どんな時にかつとなるか」など、生徒に感情の動きを考えさせる指導を行い、暴力行為に対する未然防止指導を徹底して行った。

(エ) 保護者全体に対して

P T A会長をはじめ役員と連携し、暴力は絶対に許さない指導を行うことを再確認し、協力を依頼する。5月のP T A総会において、校長及びP T A会長から保護者全員に暴力追放の啓発資料を配布し、理解を求めた。

イ 成果及び課題

- 生徒指導部の計画のもと、学年部を中心に組織的な指導ができた。その結果、加害者生徒の保護者も学校の指導方針を理解して、生徒の特別な指導が効果的になるよう協力を得ることができた。
- 日頃から、暴力は絶対に許されないことを繰り返し指導しており、今回の暴力行為についても毅然とした指導を行うことができた。このため、生徒や保護者が学校を信頼し、安心して学習できる状況を維持することができた。
- 生徒が、自ら考え問題行動を抑制するためのスキルが身についておらず、ロールプレイやストレスマネジメント(「問題行動に関する防止学習プログラム」を参照)などを活用して問題行動を未然に防止する指導を行う必要がある。

ウ 考察

(ア) 基本的な考え方

問題行動を起こした児童生徒への特別な指導は、学校と保護者がそれぞれの役割を分担協力して、本人がこれまでの自己の生活を見つめ直し、人間としての在り方・生き方を考えることができるよう指導することが大切です。

特別な指導を行う際には、担任や生徒指導部、学年部等と協議して、協力体制をつくり、何を目的にどのような内容で指導するのかといったことを明確にしておきます。また、その際には、当該の児童生徒や保護者から事情や意見をよく聴く機会を持つとともに、保護者に対し指導の方針や内容を十分に説明し、理解を求めることが大切です。

(イ) 留意点

- ① 保護者と連携して、学校、家庭、地域社会など様々な角度から問題行動の背景や原因を探り、これが解消できるよう指導するとともに、自己の生き方を見つめ直す指導を行うこと。
- ② 義務教育段階においては、自宅謹慎、自宅学習、自宅反省等いかなる名称であれ、学校に登校させずに行う特別な指導はできないこと。問題行動を起こした児童生徒に説諭するだけでは十分な効果が期待できない場合もあり、学校に

において、特別な指導を検討する必要があること。

- ③ 小・中学校における児童生徒の問題行動に係る出席停止は、性行不良であること、他の児童生徒の教育に妨げがあると認めたときのみ、その保護者に対して市町村教育委員会が命ずることができること。また、出席停止は、本人に対する懲戒という観点からでなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障する観点から設けられていること。
- ④ 高校においては、学校における特別な指導を積極的に取り入れていく必要がある。保護者が家庭において十分に指導できないなど、教育的な効果が得られないと考えるときには、保護者の協力のもとで学校において指導すること。
- ⑤ 学校と家庭での役割を明確にして、学校での特別な指導及び家庭での指導を行うことが大切であること。

【参考】対人関係に効果的なコミュニケーションの5つの要素

1 肯定的な自己概念を持つこと

自己に対する概念は、私たちの日常の行動に影響しています。コミュニケーションを図ろうとする上でお互いが、肯定的な自己概念を持っていることが良い対人関係を持つ上で必要です。

2 相手の話を傾聴すること

相手の言葉を理解しようとするだけでなく、その言葉の背景にあるもの、相手の感情、真意を聴こうとすることが大切です。

3 自分の考えていることをはっきりと表現すること

私たちは、自分の考えていることを明確に表現しなくても相手が理解しているものと思ひ込んでしまいがちです。

自分の伝えたいことを明確な言葉で表現することが大切です。

さらに、相手の態度や言葉から、どう伝わっているかをチェックし、次のコミュニケーションに生かしていくことが大切です。

4 感情を効果的に取り扱うこと

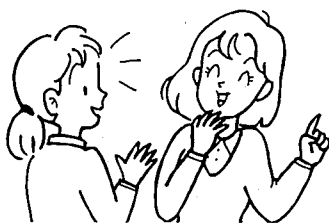
感情は、人間関係のバロメータとなることから、感情を表現することは人間関係をつくる上で大切なことです。

怒りなどの感情表現や無理な感情の抑制ではなく、前向きな感情を表わすことにより人間関係を深めることができます。

5 ありのままの自分を相手に開示すること

自分の考え、気持ち、意見などを包み隠さず素直な気持ちで開示することが、相手に対してより深く自分を伝えることになり、その結果、相手の自己開示を促すことになります。

相互の自己開示は、お互いの信頼と理解を生み出し、望ましい人間関係をつくれます。



【参考】

「特別な指導の時間割」(例)

	内 容	担 当 者
朝の会	清掃, 今日の目標及び面接	副担任, 生徒指導部
1 時限	本などを読んでの感想文	担任, 学年部
2 時限	教科学習	教科担当者, 学年部
3 時限	教科学習	教科担当者, 学年部
4 時限	教科学習	教科担当者, 学年部
5 時限	ボランティア活動	生徒指導部, 学年部
6 時限	反省文作成	生徒指導部, 学年部
午後の会	清掃, 一日の反省及び面接	副担任, 生徒指導部

反省日誌 (例)

組	番号	名前
月 日 ()		
1 実施内容		
	内 容	感 想
朝の会		
1 時限		
2 時限		
2 一日の反省		
3 保護者の感想		
4 担任の所見		

反省内容 (自己を振り返る) (例)

1	エゴグラム, 学校生活・家庭生活自己評価表等による自己理解
2	内観 (今まで自分が迷惑をかけたこと, お世話になったこと, 自分が相手にしてあげたこと)
3	母親への手紙, 父親への手紙, 家族への手紙
4	将来の私, 将来の職業, 将来の夢
5	人間関係トレーニング (事例提示による自分の対応, 考えの整理)
6	今後の学校生活への決意

出会い系サイト等の被害防止について

広島県教育委員会

1 出会い系サイトに関する現状認識

児童生徒を取り巻く環境は、急速な情報化の進展等にもなっており、情報通信機器を使って安易に有害情報にアクセスできるなどの状況になっており、児童生徒の健全育成に様々な影響を与えています。特に携帯電話・PHSなどは、児童生徒の間にも急速に普及しており、利便性の高い機能をもつ反面、新たな問題も引き起こしています。

数年前より、テレクラ・ツーショットダイヤルを介した援助交際や性犯罪が社会問題化していましたが、現在これらが携帯電話の出会い系サイトを利用したものとなって問題が拡大しています。

県内でも、4人の男性が出会い系サイトで知り合った女性を誘拐し、監禁する事件が起きるなど、平成13年に出会い系サイトに関連した犯罪で検挙された者は11人にのぼっています。(平成13年7月末現在 広島県警察本部)

このようなことから、携帯電話を媒体とした出会い系サイト等の問題点について指導を行い、被害の未然防止に取り組むことが緊急の課題となっています。

2 出会い系サイトの仕組み

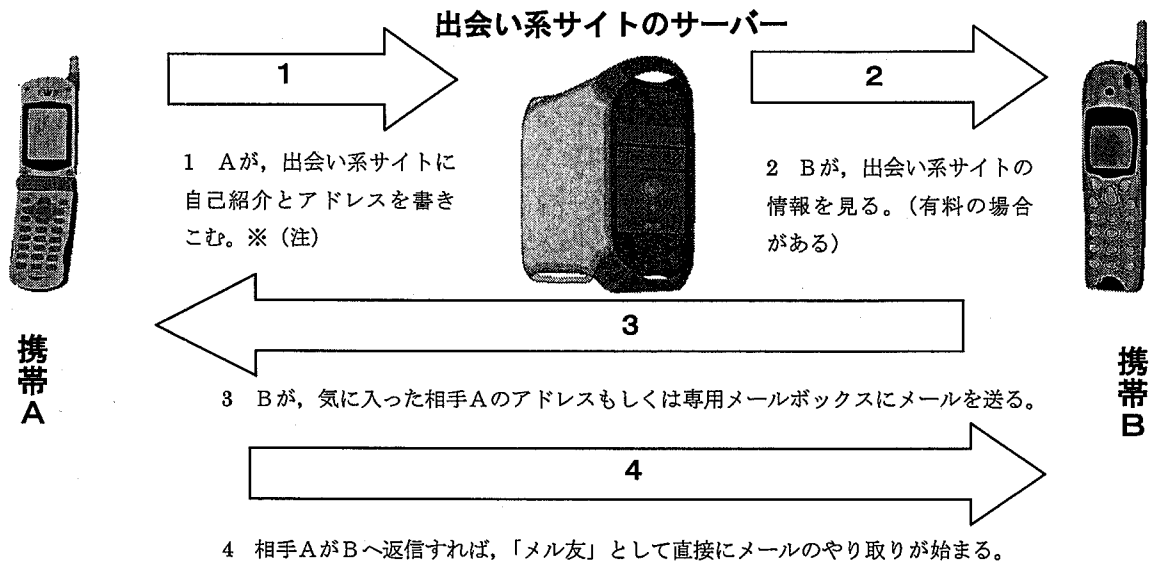
最近、若者向け雑誌などで、出会い系サイトが多く紹介されています。また、携帯電話に出会い系サイトからの勧誘メールが無差別に送られてきたり、インターネット検索エンジンに「メル友」と入力することによって簡単に出会い系サイトにアクセスすることができます。

出会い系サイトとは、パソコンや携帯電話を使ってアクセスできるインターネット上に設けられた、掲示板のような機能を持つWebページです。出会い系サイトには、純然たる「メル友」目的のサイトとともに援助交際目的のサイトがあり、前者はメール交換を楽しむことを目的とした中高生のユーザーが多く、後者はテレクラ・ツーショットダイヤル等がインターネット上で展開したもので女性は無料で、男性が会員になり月に数千円の会費を支払って利用できる仕組みになっています。

通常、出会い系サイトでは交際相手を求める利用者が、「ハンドルネーム」というニックネーム等を使って匿名で登録し、自己紹介などのメッセージを書きこみます(図中 1)。書きこむ内容は、年齢・容姿や趣味、好きな異性のタイプなどです。

書きこまれた内容は携帯電話により見る事が出来ます(図中 2)。メッセージを見た相手が電子メールを送り(図中 3)、利用者同士によるメールのやり取りが始まる仕組みです(図中 4)。

メールのやり取りに終わらず、そのメール相手と実際に会う場合もあります。



※ 最近の出会い系サイトには、アドレス非公開のものが多い。この場合、サイト内に設けられた私書箱のような専用メールボックスで相手からのメールを受け付けるシステムになっている。

3 出会い系サイト等の問題

出会い系サイトは、見知らぬ相手と連絡をとることができ、簡単に知り合いになることができることから、児童生徒がこうした出会い系サイトの有害情報にアクセスし被害者になる危険があります。

援助交際目的の出会い系サイトは伝言ダイヤルが電子メールのやりとりに変化したもので、売買春につながると言われています。一方、「メル友」目的の出会い系サイトではメール交換や話し相手を求める女性とそれ以上の交際を目的とする男性との間でトラブルが起きることがあり、警戒心を持たずに実際に会うと犯罪の被害者になることも少なくないと言われています。

児童生徒が被害者とならないために、出会い系サイト等の危険性について周知し、個人情報や安易に掲示板やホームページに掲載しないよう指導しなければなりません。また、メールでは見えない相手と話をしていることを認識し、不用意に相手と会わないことが大切です。

— 出会い系サイトの危険性 —

- (1) 匿名性が強く、犯罪目的で悪用されるおそれ。
- (2) 見知らぬ異性と会うことの危険性。（相手が複数である場合もある）
- (3) 「援助交際」など売春・買春につながるおそれ。
- (4) 覚せい剤等の薬物乱用につながるおそれ。

4 出会い系サイト等による被害状況

【 児童買春・児童ポルノ禁止法違反事件 】

携帯電話の出会い系サイトに「10万円で援助してくれる人探しています。」等と書き込みをした女子高生に「5万円でどうですか。」等とメール交換を行い買春の約束をし、ホテルにおいて児童買春を行った。(平成13年5月)

【 名誉毀損事件 】

近所に住む女性に嫌がらせをする目的で、携帯電話の「メル友」掲示板に、その女性の氏名や電話番号を入力した上で、卑猥な女性であるなどの内容の書き込みを行い、女性の名誉を毀損した。(平成13年5月)

【 脅迫事件 】

携帯電話の出会い系サイトを通じて知り合い交際していた女子高生が、メールに応じなかったことに憤慨し、女子高生の携帯電話に「死ぬ。お前も家族も皆殺しにする。」等とメールを送信して脅迫した。(平成13年4月)

【 その他 】

元交際相手に対し、電子メール等で「電話やメールにちゃんと出る。押し掛けるぞ。」等、執拗に交際の要求を行い、女性の身体の安全が害される不安を覚えさせる方法でつきまとい等を反復して、ストーカー行為を行った。
(平成12年12月)

5 「青少年と携帯電話等に関する調査研究報告」から

対象：全国6都県の高校3年生3,101名(平成12年12月総務庁調べ)

(1) 高校生と携帯電話等の所持について

	持っている	持っていない
高校生の携帯電話所持者	58.7%	42.3%

	中学生	高校1年生2学期まで
持っていると答えた所持者が携帯電話を持ち始めた時期	21.0%	40.7%

(2) 携帯電話等の高校生への影響について

	そう思う	そう思わない
異性と連絡がとりやすくなった	69.5%	14.3%
異性の友達が増えた	38.0%	37.8%
異性との仲が深まった	41.9%	31.3%
夜中に電話がかかってくるが多くなった	54.4%	30.2%
携帯で呼び出され外出することが多くなった	37.6%	45.2%
会った事のない携帯電話だけの友人が増えた	15.9%	55.3%

6 迷惑メール

最近、出会い系サイトの勧誘・広告メールを携帯電話へ無差別に送りつけてくる「迷惑メール」が問題になっています。これは、出会い系サイトにアクセスするきっかけになりかねません。その撃退法については以下の方法が代表的です。

- (1) アドレスをアルファベットと数字を組み合わせたものに変更する。
- (2) 特定の相手からのメールを受信拒否、もしくはメールの一括受信拒否に設定する。

7 今後の取組みについて

各学校においては、多くの児童生徒が携帯電話を所持している現状と、このような出会い系サイト等を利用することにより被害を受ける危険性があることを踏まえ、安易に出会い系サイト等にアクセスしない、見知らぬ相手には不用意に会わないなどの判断力を身につけるよう指導してください。

また、各学校において携帯電話についてのルールづくりを行い、保護者の理解を得て、不要な物を学校に持って来ない取組みに努めてください。

なお、児童生徒の小さな変化を見逃さず、積極的な生徒指導の推進を図り、児童生徒が安心して学べる学校づくりに努めてください。

緊急の課題として次のような取組みを行ってください。

- (1) 教職員が、出会い系サイト等の危険性や問題点について研修会を行うこと。
- (2) 学級・ホームルーム活動などを通じて、児童生徒が出会い系サイト等の危険性・問題点について学習を深め、適切な判断ができるよう指導すること。
- (3) コミュニケーション能力を育て、「メル友」に頼らない友人づくりができるように児童生徒の人間関係づくりに努めること。
- (4) 援助交際は反社会的な行為で、自分を傷つけ、人生を大切にしない行為であるとともに、社会のきまりを破れば必ず人に迷惑をかけることを理解させる指導を行うこと。
- (5) 学級・ホームルーム通信や保護者懇談会等を通じて、出会い系サイト等の実態及び問題について保護者に周知するとともに家庭と協力した指導を徹底すること。

※ テレクラ・ツーショットダイヤル・伝言ダイヤル：「生徒指導のてびき」
第1部生徒指導ハンドブック44頁参照

対人関係能力の育成について

広島県教育委員会

1 対人関係能力育成の必要性

先頃発表した平成13年度の広島県における暴力行為、いじめ、不登校、中途退学等、生徒指導上の諸問題は、その一部に改善のきざしがあるものの、依然厳しい状況にあります。

これらの問題には、様々な要因が考えられますが、その一つとして、他人に対する信頼感を持ってない、人間関係の作り方や友人との接し方がわからない、友人と衝突した時に対処できないなど、対人関係能力が十分身に付いていないことが指摘されており、その育成が重要な課題となっています。

2 対人関係能力の育成に向けての基本的な考え方

このような中で、各学校においては、家庭、地域、関係諸機関との連携を一層進めながら、社会奉仕・自然体験などの体験活動を通じて、社会性や豊かな心の育成に努めています。このことは、児童生徒の対人関係能力を育成することにもつながっています。

今後、さらに児童生徒の対人関係能力を育成する取組みを進めるにあたって、次のような視点が必要です。

- (1) 周囲の人たちの良さを受け入れ、自分の気持ちを安心して表現できるような、他人に対する基本的な信頼感を持てるようにすること。
- (2) コミュニケーション能力を養い、自ら対人関係にかかわる問題を解決できるようにすること。
- (3) 基本的な生活規律や規範意識を身に付け、自己の行動に責任を持つことにより、周囲の人たちから信頼を得られるようにすること。
- (4) 集団活動の中で、自己の役割を果たすことによって、成就感や自分の良さを感じる機会を増やし、集団への所属感や集団の一員としての自覚を高めること。

3 対人関係能力を育成するための留意点

児童生徒の対人関係能力を育成するためには、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間等、学校の教育活動全体にわたって学習計画を作成し、継続的に展開する必要があります。

その際の留意点として、次のことが考えられます。

- (1) 児童生徒が協同して学習する機会を増やし、協力することの大切さや全員で成し

遂げることの楽しさを実感させる。

- (2) 児童生徒の主体的な活動を通して、成就感や自己有用感を体得させる。
- (3) 人とのかかわりを取り上げ、温かな人間関係の大切さを理解させる。
- (4) 体験による学習をとおして自己理解・他者理解を深め、温かい人間関係を育む。
- (5) 対人関係のスキルを育むような取組みを進める。

4 対人関係能力を育成するための取組み例（人間関係トレーニング）

人間関係トレーニングは、体験による学習をとおして、自分と他者との関係を理解し、自己の意識改革や自分の周りの人との関わりを変革していこうとするものです。

学校での人間関係トレーニングとしては、体験学習、構成的グループエンカウンター、ロールプレイ、自己主張訓練、ソーシャルスキルトレーニングなどがありますが、ここでは、それらの概略を説明します。

- (1) 体験学習（詳細は、広島県教育委員会『生徒指導のてびき第2部 問題行動に関する防止学習プログラム』平成13年3月〔以下「防止学習プログラム」とする〕17頁～19頁参照）

学級（ホームルーム）活動、児童（生徒）会活動及び学校行事などで、次のような観点で、自主的な体験学習を計画的に実施することによって、人間関係のトレーニングとすることができます。

ア 「体験する」→「体験での気づきを指摘しあう」→「指摘を分析する」→「次の体験での行動を仮説化する」→「仮説を次の機会に試みる」というステップを繰り返すようプログラム化する。

イ 次回の体験を仮説化する過程において、次の点に留意する。

（ア）体験の過程での自己や他者の言動についての気づきをまとめさせる。

（イ）自己や他者の言動に対して検討する場を設け、気づきを発表したり意見交換したりして、自分の気づきを全体のものとする。

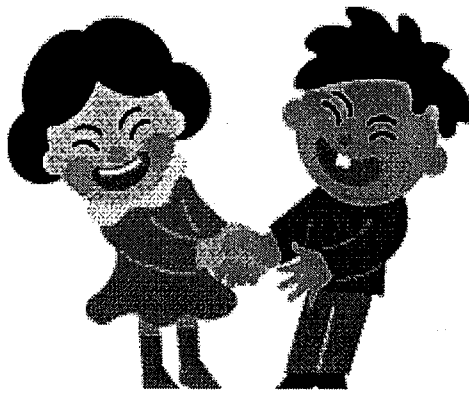
- (2) 構成的グループエンカウンター（詳細は、「防止学習プログラム」19頁～21頁参照）

構成的グループエンカウンターは、人間関係を円滑にすることを目的とするものであり、リーダーが用意した演習（エクササイズ）によって作業・ゲーム・討議をしながら、集団の教育力を利用してふれあいを深めていく方法です。

構成的グループエンカウンターをとおして自己理解、自己主張、他者理解、受容性、感受性、信頼性の体験をすることによって、人間としての自己の生き方を検討することができます、よりよい人間関係をつくる力を育成することができます。

- (3) ロールプレイ（詳細は、「防止学習プログラム」22頁～25頁参照）

ロールプレイは、役割演技ともいわれ、児童生徒が様々な社会場面でとるべき行動を、自発的、即興的に演じることです。集団の力による問題解決の方法の一つで



あり、自分自身を見つめ直し、他人の意見や立場を理解する態度を育成し、集団で生活していくための対人対処の能力（ソーシャルスキル）を学習したり、豊かな人間関係づくりを進めるのに役立ちます。このため、いじめ、暴力行為などの問題行動の防止に有効であると考えられます。

（４）自己主張訓練（アサーショントレーニング）

自己主張訓練とは、相手の立場や心情を考慮しながら、自分の主張や心情を受け入れてもらい、対人関係を円滑にするための訓練のことで、自分の主張を明確にして、自分の気持ちや意見を自由に表現する力を育成することができるようにすることをねらいにしています。

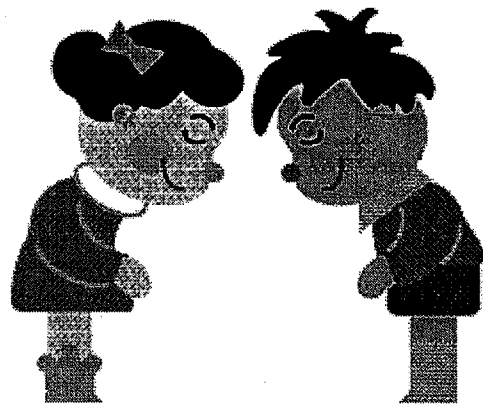
自己主張訓練では、次の六つの表現方法等を用いて行います。

- | | |
|----------------|-------------|
| ①欲求を表現する方法 | ②感情を表現する方法 |
| ③ありがた迷惑を表現する方法 | ④共感的に主張する方法 |
| ⑤対決的に主張する方法 | ⑥不快を表現する方法 |

（５）ソーシャルスキルトレーニング

ソーシャルスキルトレーニングとは、様々な社会的場面において、現在の状況を察知し、こうするとどうなるかといった予測のもとに、他人に不快感を与えたり迷惑をかけたりせず、自分の感情をコントロールしながら適切な自己表現ができる能力を身につけるための訓練のことです。

ソーシャルスキルトレーニングは、次の流れで行います。



- | |
|-----------------------|
| ①スキルとトレーニングの意義の理解（教示） |
| ②良い例、悪い例の提示（モデリング） |
| ③実地練習（模倣） |
| ④実地練習の振り返り（フィードバック） |
| ⑤日常生活への一般化（ホームワーク） |

5 対人関係能力を育成するための指導案（例 中学校・高等学校）

学級開きにあたり、構成的グループエンカウンターを活用して対人関係能力を育成する活動の指導案を例として示します。

対 象	〇〇中（高等）学校 1 学年 各学級（ホームルーム）40 名（男子 20 名，女子 20 名）		
日 時 ・ 場 所	平成 14 年 4 月 日（ ）6 限・各学級（ホームルーム）教室		
担 当 者	各学級（ホームルーム）担任及び副担任（本指導案をもとに学年で統一した指導を行う。）		
今 年 度 の 目 標	支え合い，信頼関係のある生徒集団づくり		
本 時 の 題 材	学級（ホームルーム）開きにあたり，構成的グループエンカウンターを導入し，支持的な雰囲気の中での活動により，生徒同士の人間関係づくりを図る。		
本 時 の 位 置 付 け	本時を支え合い信頼関係のある生徒集団づくりの契機とする。		
題材設定の理由	生徒観	入学後，間もない時期であり，生徒同士が新集団での人間関係を探っている状況である。生徒の中には，小（中）学校時代に不登校傾向であった者もいる。また，例年，入学間もない時期に，コミュニケーションの不十分さから，暴力行為に至るケースがある。	
	指導観	入学当初でもあり，生徒が抵抗なく取組める体験的な活動として構成的グループエンカウンターを活用し，人間関係づくりを図ることにした。	
本 時 の 目 標	生徒同士の人間関係づくり，学級（ホームルーム）内での居場所づくりをねらいとし，もって暴力行為，いじめ，不登校，中途退学等，生徒指導上の諸問題の未然防止を図る。		
過 程	指導内容	学習活動	指導上の留意点
導 入 （10 分）	ウォーミングアップ ①自由歩行 ②じゃんけん列車 ③パスデライン ④シェアリング	①挨拶をして握手する。なるべく多くの人と握手をする。 ②初めは，最後に握手した人とじゃんけんをして，負けた人は勝った人の後ろへ回り，じゃんけんを続ける。 ③じゃんけん列車でできた列を言葉を使わないで 1 月から誕生月日の早い順に並ぶ。 ④誕生月日の早い生徒から順に 5 名ずつのグループで，気づき，学んだこと，感想について分かち合う。	◎担任がリーダー，副担任がサブリーダーとなる。 ◎リーダーは，全生徒が参加し易いように，言葉かけや柔らかい雰囲気づくりを行う。 ◎BGM 等による雰囲気づくりも考慮する。
展 開 （30 分）	I エクササイズ ①テープ裂き ②「私は私が好きですなぜならば…」 II シェアリング	I ①5 名ずつのグループが，協同でテープ裂きの作業を他のグループと競争しながら行う。 ②同じグループで，「私は私が好きです。なぜならば…」に続けて自分の良いと思うことを言い，全員が 3 回繰り返す。 II エクササイズを行っての気づき，学んだこと，感想について分かち合う。	◎グループ数は生徒数等に応じて調整する。 ◎生徒がエクササイズに参加し易いような雰囲気づくりに努める。 ◎担任，副担任は，適宜，指示・支援を行いながら，生徒の動きを観察する。
整 理 （10 分）	I 全体のまとめ 振り返り用紙の記入 II シェアリング	I エクササイズやシェアリングを通しての気づき，学んだこと，感想について整理する。 II 本時全体を通してのシェアリングを行う。	◎記述式，アンケート式等，用紙を作成し準備しておく。
指導と評価の考察	◎振り返り用紙の集計結果を整理・分析し，本時の指導の反省と課題を明らかにする。 ◎感想部分で代表的なものは，プライバシーに配慮しながら紹介するようにする。また，一人の気づきでも他の生徒のモデルとなるようなものは，積極的に紹介する。 ◎構成的グループエンカウンター後の生徒の日常生活の変化についても観察する。 ◎本時の指導の反省と課題については，担任・副担任で整理することにも，学年会を開き，意見や情報を交換するなどして，学年全体の共通理解を図る。		

参考文献

國分康孝他編『サイコエジュケーション―「心の教育」その方法―』図書文化社，平成10年
國分康孝他編『これならできる 教師の育てるカウンセリング』東京書籍，平成12年
嶋崎政男『図解・生徒指導』学事出版，平成8年

生徒指導上の諸問題を未然に防止する指導プログラム例について

広島県教育委員会

1 はじめに

近年の少年非行の特徴は、凶悪化・低年齢化しているといわれています。また、全国における少年による凶悪犯罪は、依然2千人を超える高い水準で推移するなど、深刻な状況が続いています。

ことに、平成15年6月・7月には中学生などが同じ年代の少年や幼児の生命を奪うなど大変痛ましい事件が発生しています。

一方、平成14年度の広島県における生徒指導上の諸問題については、暴力行為及びいじめの発生件数並びに中途退学者数は、平成13年度と比較して20%前後減少しています。しかし、暴力行為及びいじめの児童生徒千人当たりの発生件数並びに不登校児童生徒の割合及び中途退学率を全国と比較すると、本県の状況はいずれも全国平均より高い状況にあります。(表1, 表2)

とくに、不登校児童生徒数は、ほぼ横ばいの状況ですが、その割合は増加しており、本県の重要な課題であるといえます。

また、広島県警察資料、「平成14年非行少年補導状況」によると、刑法犯少年総数は4,413人で前年と比較して161人(3.5%)減少しています。(表3)

しかし、補導された少年のうち、中・高校生が70.4%を占めており、さらに中学生が高校生を上回っていること及び小学生が増加(前年対比28人, 23.0%増)していることなど低年齢化の傾向があり、本県における少年非行の問題は依然憂慮すべき状況にあります。(表3)

また、広島県の刑法犯総検挙人員に占める少年(14歳～19歳)の割合は、42.2%であり、全国よりも高い水準にあり、初発型非行(万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領)が刑法犯少年の約70%を占めている実態があることから、少年非行の解決を図るためには、これらの初発型非行を減らすことが重要です。(表3)

広島県における生徒指導上の諸問題(表1)

		平成13年度	平成14年度
暴力行為 発生件数	小	107	87
	中	1,312	966
	高	264	210
	小計	1,683	1,263
いじめ 発生件数	小	118	113
	中	489	346
	高	62	60
	小計	669	519
不登校 児童生徒数	小	801	821
	中	2,988	2,982
	小計	3,789	3,803
中途退学者数	高	2,001	1,742

生徒指導上の諸問題の割合(表2)

	暴力 行為 (件)	いじめ (件)	不登校の 割合 (%)	中途 退学率 (%)
広島県	4.1	1.7	14.8	2.5
全 国	2.5	1.6	11.8	2.3

暴力行為、いじめについては児童生徒千人当たりの発生件数

非行少年等補導状況（表３）

年	非行少年総数（人）					初発型 非行 （人）	刑法犯に占める 少年の割合（％）	
		小学生	中学生	高校生	その他		広島県	全国
平成10年	6,471	134	2,058	3,041	1,238	4,648	58.9	48.5
平成11年	5,647	134	1,871	2,513	1,129	4,040	55.2	44.9
平成12年	5,203	209	1,770	2,081	1,143	3,350	50.1	42.7
平成13年	4,574	122	1,636	1,672	1,144	2,908	45.8	42.6
平成14年	4,413	150	1,600	1,508	1,155	2,959	42.2	40.8

【資料】広島県警察「平成14年非行少年補導状況」から。初発型非行は、非行少年総数の内数です。

初発型非行が占める割合が高い背景には、これらの犯罪に対する罪の意識が低いことが指摘されています。また、初発型非行からその他の重大な犯罪につながる恐れもあります。このようなことから、学校や家庭などで日常生活のルールやマナーを守り、他者への思いやりの心を育てるなど児童生徒の規範意識を向上させるための指導を徹底することが、非行など問題行動を未然に防止するために必要です。

2 生徒指導上の諸問題の背景と要因

近年の児童生徒の問題行動は多様化しており、出会い系サイトを利用した援助交際のように、情報通信機器を悪用する新たな問題行動も報告されているところです。このような状況に伴って、児童生徒が問題行動にいたる背景や要因も、心の問題を含めた児童生徒自身の問題、家庭や学校の在り方、社会の風潮の影響など一層多様で複雑になる傾向があります。

とりわけ、暴力行為やいじめなどの問題で指摘されているのは、児童生徒に善悪の判断などの規範意識や道徳心、思いやり、忍耐力が十分身につけていないことや、よりよい人間関係の中で、自らの感情をコントロールし他者と協調して生きる力が十分育まれていないことから、暴力行為やいじめに及んでいる事例が多いのではないかとことです。

つまり、児童生徒に社会的ルールを守らなければならないという意識が十分身につけていなかったり、自己の考えを表現する力やコミュニケーション能力が十分育っていないことなど、対人関係をうまく結べないことが背景として指摘されています。

このことは、児童生徒が相手の気持ちを察しながら、自分の気持ちを相手に伝えるコミュニケーションスキルを十分身につけていないことが、「キレル」「ムカつく」という言葉で表現されるように、気持ちを攻撃的に発散させる行動につながっているともいえます。

一方、不登校や中途退学についても、直接のきっかけ等は多様であるものの、学校や家庭に起因する理由に加えて、自尊感情に乏しい、人生の目標や将来の夢や希望が持てないなど、人間関係の中で育まれていくべき自我が十分確立されていないという指摘もなされています。

また、自分の気持ちを相手にうまく伝えられないことの積み重ねから、対人関係が

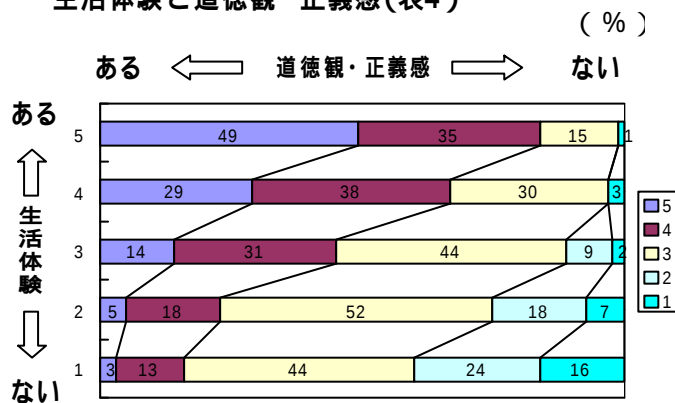
うまく結ばず孤独感を感じたり，自分の殻に閉じこもってしまうことなども，不登校や中途退学の要因の一つと考えられます。

3 対人関係能力を育成する指導プログラムについて

近年，少子化や子どもたちの遊びにおける質的な変化などにより，自然の偉大さや美しさに触れる機会や，家族や学校以外の社会の様々な人々と出会う機会が減少していることが指摘されています。生活体験の有無と，道徳観・正義感の有無の相関については，深い関わりがあるという調査結果もあり，豊かな感性や心を育むため，積極的に様々な生活体験をすることが大切です。（表４）

また，児童生徒は，万引きやいじめなどについては，「してはいけないこと」として認識できていますが，現実には問題行動として表れる場合があり，相手を思いやる心や規範意識と結びついていないことが考えられます。（表５）

生活体験と道徳観・正義感(表4)



(注) 生活体験の有無，道徳観・正義感の有無について，アンケートに対する子どもの回答に基づき 5 段階評価してクロス集計したもの。

【生活体験】

- 小さい子どもを背負ったり，遊んであげたりしたこと。
- ナイフや包丁で，果物の皮をむいたり，野菜を切ったこと。
- など

【資料】文部科学省『文部科学白書』（平成 14 年度）

逸脱行為に対する考え(してはいけないと思う者の割合) (表5)(%)

区 分	全体	小学生	中学生
万引きする	96.7	96.3	97.1
クラスの子をいじめる	91.8	91.3	92.3
学校の品物や施設をわざとこわす	90.5	91.0	90.1
夜遅くまで町や盛り場で遊ぶ	79.4	87.3	72.1
ゴミを道にする	76.7	81.4	72.3
学校をずる休みする	75.5	83.4	68.2
授業中かってに席をはなれる	74.8	77.0	72.8

【注】割合の多い順から 7 項目を抜粋。詳細は，6 頁を参照

【参照】総務庁青少年対策本部「低年齢少年の価値観等に関する調査」（平成 12 年 12 月）

さらに，かつては子どもたちの日常生活の中に，異年齢集団との関わりや，多様な生活体験を得る機会が豊富にあり，集団のなかで対人関係能力が育成され，人とのつきあい方を身に付けることができていたことが指摘されています。このことから，集団生活の場である学校の機能を活用して，児童生徒に対人関係能力を育成していくことが必要であると考えられます。

対人関係能力を育成して，逸脱行動を抑制するための指導プログラムの実施にあたっては，校長を中心に家庭や地域社会と連携を図りながら，全教職員が協力した組織的な体制で取り組むことが必要です。

また，問題行動を未然に防止する指導プログラムを，学級（ホームルーム）活動の年間計画の中に組み入れるなど，計画的，継続的に実施していくことが重要です。

4 問題行動を未然に防止する指導プログラム例

問題行動を未然に防止する観点に立った指導例を次に示しますので、指導の参考としてください。

(1) 規範意識を育成する指導例【指導例1 参照】

事前に児童生徒に実施したアンケート調査等を利用して、その結果に対する自分の考えや意見を述べあったり、ロールプレイングで役割を演じさせることによって、どのような行動を取ることが適切なのかについて考えさせます。

さらに、友人の逸脱行為に対して、注意する行為の大切さを実感させることによって、相手に対する思いやりの心や規範意識の大切さに気づかせ、よりよい人間関係を深めようとする意欲を育てます。



(2) アサーティブな自己表現を身に付ける指導例【指導例2 参照】

相手も自分も大切にすることによりよい人間関係をつくることができるよう、自分の気持ちを相手により適切に伝える表現法（アサーティブな自己表現〔下記ア参照〕）の大切さに気づかせます。

ア 自己表現の方法には次の3つの種類があることを理解させます。

【攻撃的（アグレッシブ）な自己表現】

自分は大切にするが、相手を大切にしない自己表現をいいます。自分の意見や考え、気持ちははっきり言い、自分の権利のために自己主張をします。しかし、相手の権利や気持ちを無視したり、巧妙に操作して相手を自分の思い通りに動かそうとしたりするため、相手に自分の意見や考えを押しつけることになります。

【非主張的（ノン・アサーティブ）な自己表現】

相手は大切にするが、自分を大切にしない自己表現をいいます。自分の気持ちや考えを表現しなかったり、できなかったりするために他者に同調し、自分を大切にしないことになります。

【アサーティブな自己表現】

自分も相手も大切にしたい自己表現をいいます。自分の気持ちや考え、信念を率直に、正直に、その場にあった適切なやり方で表現します。お互いに大切にしようという自他尊重の精神と、相互理解を深めようという精神の現れともいえます。
イ 実施にあたっては、学級（ホームルーム）の状況を適切に把握してロールプレイングの題材を設定します。

ウ 喫煙や万引きに誘うなど、社会的に不適切な行動の役割については、児童生徒が不適切な行動のスキルを身に付けることにならないよう、その役割は教師が演じるなどの配慮が必要です。

指導例 1：犯罪の未然防止につながる規範意識を育成する指導案

対 象	〇〇小学校 5 学年又は 6 学年 各学級 4 0 名（男子 2 0 名，女子 2 0 名）		
日 時 ・ 場 所	平成〇〇年 6 月〇〇日（水） 5 時間目		
今年度の目標	一人一人が学級の一員として自覚し，全員で協力して目標を達成できる学級づくり		
担 当 者	各学級担任（本指導案をもとに学年で統一した指導を行う）		
本 時 の 題 材	ロールプレイングを活用し，犯罪防止に繋がる規範意識を育成する。		
本時のねらい （ 教 科 等 ）	人の物を無断で使ったり盗む事（窃盗や占有離脱物横領等）は犯罪であることを知る。 窃盗にあった被害者の心情に気づく。 自ら善悪の判断を行い，正しい行動をする心（規範意識）の育成を図る。		
生徒指導上の ね ら い	授業の始めと終わりの挨拶を重視し，授業と休憩の区別を明確にする。 ロールプレイング，シェアリングを通して，誰に，どのような迷惑をかけているのか気づかせる。 一人一人が日常の生活の中でどう行動すればよいかに気づかせる。		
題材設定の 理 由	児童観	児童間にはおおよその人間関係ができてはいるが，最近他人の物を無断で使用する行為が目立つため注意したところ，「悪いことだとは思わない。」という児童も複数いた。また，コミュニケーションが十分とれないことから，とっくみあいの喧嘩が起こることがある。 ロールプレイングはこれまでの学級活動で経験済みである。	
	指導観	無断で他人の物を使用することや，喧嘩も規範意識の希薄さが原因であると考えられる。 規範意識を身につけるためには，日常生活の様々な出来事に対して，正しく思いやりのある判断力を育成することが必要である。 前時に逸脱行為に対するアンケート調査を実施している。	
本時の目標	アンケート調査結果をもとに，逸脱行為について考えさせ正しい判断力を身に付ける。 ロールプレイングを通して，加害者及び被害者の気持ちに気づく。 シェアリングから善悪の判断力，規範意識を向上させる。		
過 程	指導内容	学習活動	指導上の留意点
導 入 （10分）	アンケート結果の 発表	前時の逸脱行為に対するアンケート調査結果を発表する。【別紙 1 参照】 自分の逸脱行為に対する考えと全体の集約結果を比較し，グループで気づきをまとめる。 気づきをグループでまとめ，全体に発表する。	アンケート結果が視覚的に理解できるよう，コンピューター等プレゼンテーションツールを活用するなど工夫をする。 出てきた気づき是否定することなく，全てを取り上げる。
	気づきの発表		
展 開 （25分）	ロールプレイング （4人組） 場面の説明 演技	窃盗や占有離脱物横領についてロールプレイングを行う。（役割交換法） 【場 面】 公園で遊んでいたところ，持ち主が分からない自転車があったので，無断で使しようとした。 【演技者 A】自転車を無断で使しようとする。 【演技者 B】Aと一緒に遊んでおり，Aの行為を止めようとする。 【観 察 者】A，Bの役割演技を観察する。 * 役割を交替して行う。（A，B） * 演技者と観察者を入れ替わる。	学級に演技しやすい支持的雰囲気を作るよう工夫する。（アイスブレイキング等を取り入れる【指導例 2 参照】） ロールプレイングを使う教育活動は，まだ，回数を重ねていないため，教員が状況，場面を設定する。 学級の状況によっては，演技者 A は教員が行う。
	各グループでシェアリング	演技者，観察者が感想を述べ合う。 被害者の気持ちはどうか想像してみる。	演技者，観察者の順で感想を述べさせる。 自由に感想が出るよう配慮する。
整 理 （15分）	全体のまとめ 各グループの発表 （2～3のグループ）	誰に，どのような迷惑をかけているのか気づかせる。 犯罪の未然防止のためには，自分たちがどんなことに気をつけなければならないか考える。	様々な意見に対して，良い考え方を支持しようとする雰囲気を作る。 犯罪に対して許容的な意見が出たときには，その意見をすぐに否定せず，全体の問題として取り上げ考えさせるよう工夫する。
	実施者によるまとめ	人の物を無断で使用したり，盗む事は犯罪であることに気づかせる。 犯罪防止のためには，規範意識を高揚させることとともに，「いけないよ」と注意することは，友人を大切にしている行為であることに気づかせる。	児童一人一人が社会の一員であることを自覚し行動することで，犯罪を減らすことができることを示唆する。 軽い気持ちで他人の物を無断で使用する問題点に気づかせる。
指導と評価 の 考 察 （生徒指導）	ロールプレイング，シェアリングを通して，誰に，どのような迷惑をかけているのか気づくことができたか。また，集団や社会のルールを自ら守ることの大切を理解したか，実施後の児童の状況把握を行う。 本時の指導内容や指導方法は適切であったか。良い点は何か，改善すべき点は何かを振り返り，次時の学級活動に生かしていく。		

中学校，高等学校，盲・ろう・養護学校は校種に応じて工夫する。

逸脱行為に関するアンケート(例)

質問

あなたは、次のことがらについて「してはいけないこと」だと思いますか。

あてはまると思うものを選んで○印を付けて下さい。

項 目	あてはまる	まああてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	わからない
1 友だちにうそをつく					
2 夜遅くまで町やゲームセンターなどで遊ぶ					
3 学校の施設をわざとこわす					
4 同じクラスの子をいじめる					
5 拾った物を自分のものにする					
6 事実でないことについて友だちのうわさ話をする					
7 友だちから、盗んだ物をもらう					
8 授業中、先生に注意されても友だちとおしゃべりを続ける					
9 万引きをする					
10 順番を待っている人の列に割り込む					
11 親にうそをつく					
12 授業中にいねむりする					
13 掃除当番などクラスの仕事をさぼる					
14 先生にさからったり、口答えする					
15 授業中、かってに席をはなれる					
16 ゲーム機などを学校に持っていく					
17 ゴミを道にすてる					
18 親にさからったり、口答えする					
19 学校をずる休みする					
20 タバコを吸う					

総務庁青少年対策本部「低年齢少年の価値観等に関する調査」(平成12年12月)を参考に作成した。

逸脱行為に対する考え(してはいけないと思う者の割合)

(%)

	回答者数(人)	授業中いねむりする	掃除当番などクラスの仕事をさぼる	授業中、かってに席をはなれる	先生にさからったり、口答えする	授業中先生に注意されても友達とおしゃべりを続ける	ゴミを道にすてる	クラスの子をいじめる	親にさからったり、口答えする	学校の物品や施設をわざとこわす	学校をする休みする	学校をずる休みする	夜遅くまで街や盛り場で遊ぶ	順番待ちの列に割り込む	友達にうそをつく	親にうそをつく	万引きする	この中にはない
総 数	2,243	70.1	73.3	74.8	70.0	73.4	76.7	91.8	50.2	90.5	75.5	79.4	71.5	70.6	73.2	96.7	0.1	
小・中学性別																		
小学生	1,075	82.4	79.8	77.0	78.0	78.5	81.4	91.3	62.3	91.0	83.4	87.3	76.7	76.7	81.3	96.3	-	
中学生	1,168	58.7	67.3	72.8	62.6	68.8	72.3	92.3	39.1	90.1	68.2	72.1	66.7	65.0	65.8	97.1	0.2	
性別, 小・中学生別																		
小学生男子	559	80.7	76.9	73.0	75.0	75.0	79.1	88.0	61.2	90.2	82.5	85.9	73.7	75.1	79.2	95.7	-	
小学生女子	516	84.3	82.9	81.4	81.4	82.4	83.9	94.8	63.6	91.9	84.5	89.0	80.0	78.3	83.5	96.9	-	
中学生男子	578	59.5	65.9	73.5	64.9	69.2	69.2	91.2	40.8	88.6	72.8	70.4	63.8	64.0	63.8	96.4	0.3	
中学生女子	590	58.0	68.6	72.0	60.3	68.3	75.4	93.4	37.5	91.5	63.6	73.7	69.5	65.9	67.6	97.8	-	

【資料】総務庁青少年対策本部「低年齢少年の価値観等に関する調査」(平成12年12月)から

指導例 2：アサーティブな自己表現が出来る集団づくりの指導案

対 象	〇〇中（小・高等）学校 2 学年 各学級（HR）40 名（男子 20 名，女子 20 名）		
日時・場所	平成〇〇年 9 月 日（ ）4 限・各学級（HR）教室		
担 当 者	各学級（HR）担任及び副担任（本指導案をもとに学年で統一した指導を行う。）		
今年度の目標	自分の意見をはっきり伝えとともに、相手の立場や意見を受け入れることが出来る集団を育成する。		
本時の題材	具体的な場面設定をしてアサーショントレーニングを行うことにより、コミュニケーションスキルを身につける。		
本時の位置づけ	本時をアサーティブな自己表現が出来る集団づくりの契機とする。		
生徒指導上のねらい	その場の状況やその時の人間関係に応じて適切に自己表現でき、自分の思いを相手に伝える技法を身につけ、攻撃的な自己表現や非主張的な自己表現によって起こる対人関係に係る問題を未然に防止する心と態度を育てる。		
題材設定の理由	生徒観	入学後 2 年半経過し、学級（HR）は比較的落ち着いている。生徒相互の人間関係は表面上出来ているようであるが、自分の気持ちを素直に表現できず、周囲の言動に左右されてしまう生徒も見受けられる。	
	指導観	様々な題材をもとに、その具体的な対処方法をロールプレイングによって体験し、自分の意見をはっきり言え、同時に相手の立場や言い分もきちんと聞ける集団づくりを図ることにした。1 学期に構成的グループ・エンカウンターを実施している。【生徒指導資料 NO.23 参照】	
本時の目標	ロールプレイングを活用し、相手の立場を理解し共感しながら、自分の意見を主張する有効な対処の仕方やコミュニケーションスキルを身につける。		
過 程	指導内容	学習活動	指導上の留意点
導 入 （ 10 分）	学習内容の説明 アサーションチェックリスト 記入 自己表現の 3 つのパターンについての説明	アサーションチェックリストを記入し、自己理解を深める。 アグレッシブ、ノン・アサーティブ、アサーティブな自己表現があることを理解する。	普段の自分の言動を思い浮かべながら記入する。
展 開 （ 30 分）	アイスブレイキング 握手（あいさつ） 自己紹介（2 人組） 質問タイム（2 人組） ヒューマンパズルリング（8 人組）	挨拶をして出来るだけ多くの人と握手をする。 最後にペアになった相手と、1 分間ずつ自己紹介をする。 同じペアで 1 分間ずつ質問し、その質問に答える。 今のペアを崩さないままに、近くのペアで 8 人組を作る。2 つの 8 人組で一グループになる。 一方の 8 人組が手をつないで輪になり、複雑に絡み合う。もう一方のグループは背を向けておき、合図で絡みを解いていく。その後交替する。	楽しい雰囲気をつくりながら、心の準備体操を行う。 答えたくない質問には「パス」をしてもよいことを伝える。 ヒューマンパズルリング終了後 8 人組を 4 人組にする。
	ロールプレイング（4 人組） （役割演技） 題材の説明 演技 各グループでシェアリング	ロールプレイングの方法と約束ごとを理解する。 題材について理解する。【別紙 2 参照】実施者と生徒の代表でデモンストレーションを行う。 各グループで題材をもとに演じる ●各グループで役割を決め演じる。 ●自己主張役は、アグレッシブ、ノン・アサーティブ、アサーティブの三役を行う。（それぞれ 1 分間） ●自己主張役→相手役→観察者の順で気づきを述べる。（3 分間） ●役割を交替する。 ●観察者とプレーヤーが交替する。 全てのロールプレイング終了後、各グループで、気づいたこと、感じたことなどを振り返る。	演じる題材は各グループで選択する。 演じること、観察すること、振り返ることにより、相互に学びあうことの大切さを強調する。 2 人が演じ 2 人が観察者になる。 リーダーは時間を計り 30 秒前に合図する。 観察者は演技者の対処方法の良い点を中心に指摘させる。
整 理 （ 10 分）	全体のまとめ 各グループの発表 実施者によるまとめ	グループの中でもっともふさわしい対処の仕方を発表する。 望ましい自己表現の方法について整理する。	ロールプレイングにより、演じる自分に気づき、また他人の演技を観察することによって、多様な対応の仕方があることに気づかせる。
指導と評価の考察	コミュニケーションスキルが、生徒の日常生活にいかされているか観察し、状況把握を積極的に行う。 本時の指導の反省と課題について、担任・副担任で整理するとともに、学年会などを開催し、意見や情報を交換するなどして、学年全体の共通理解を図る。		

参考文献 平木典子著『アサーション・トレーニング さわやかな 自己表現 のために』日本・精神技術研究所（金子書房），平成 5 年，平木典子著『自己カウンセリングとアサーションのすすめ』金子書房，平成 12 年

ロールプレイングの題材（例）

1 題材 A（学校生活・掃除）

状 況	放課後の教室掃除でゴミ捨てに 2 人で行きました。掃除が始まってすぐに行けば、他の掃除をしなくても済むので、校内をふらふらしながら時間をつぶしています。教室に戻ると次の掃除の役割が待っています。
自己主張役 （あなた）	自分たちは掃除をさぼっているのではなく、ゴミ捨てをしたという気持ちを強く持っています。また、早く教室に戻ると他の掃除の役割がある事も知っていますが、帰るつもりはありません。
相手役 （友達）	自分たちには次の掃除の役割があるので戻らなければならないと思っています。しかし、一緒に行った友人は教室に戻るつもりはないようだし、友人との人間関係も崩したくないという気持ちもあります。

2 題材 B（日常生活・電話）

状 況	毎週欠かさず見てきたドラマの最終回を見えています。もうすぐクライマックスです。その時、友人から電話がかかります。友人の友達関係のトラブルについての話ですが、自分にとって全く興味がありません。しかもすごい勢いで話し、終わりそうにありません。
自己主張役 （あなた）	聞きたくない話だし、ドラマのクライマックスが迫っているため、一刻も早く電話を切りたいと思っています。
相手役 （友達）	どうしても友達とのことで話を聞いてほしい。自分の話をいつも優しく、聞いてくれるのはあなたしかいない。

3 題材 C（遊び・ゲームとサッカー）

状 況	放課後、友達と遊ぶ約束をして待ち合わせをしました。何をして遊ぶか友達と相談しようと思いましたが、友達はいきなり「ゲームをしよう。」と言い出しました。
自己主張役 （あなた）	家の中でゲームをするよりも、広場でサッカーをしたいと思っています。いつも友達のペースで物事が決まることが多いのですが、今日はどうしてもサッカーをしたいと考えています。友達を何とか説得しようと思います。
相手役 （友達）	いつもいうことを聞いてくれるので、今日もゲームに決まるとしています。いつも自分の意見を通さないと気が済みません。

高等学校における問題行動への対応について

広島県教育委員会

第1 広島県の問題行動に係る対応の問題点

- 1 広島県では、生徒が起こした問題行動で懲戒に相当する事案において、ほとんどの場合、正式な処分によることなく、停学については家庭反省、退学については自主退学等といった措置がとられる傾向があった。
- 2 しかし、懲戒と措置の区分はあいまいであり、特に、特別な指導や自主退学勧告等は、どのような考え方で行うべきか、これらをどのような手順と内容で行うべきか、については、県教育委員会としてこれまで、整理が不十分な面もあった。このようなことから、各学校では、直観的・感覚的な判断をせざるを得ない場合が少なからずあった。
- 3 また、中途退学には、問題行動とは別に、単位不認定や出席日数不足からなる原級留置を背景にしているものなど進級や卒業に係る問題から発生する事案が少なからずある。問題行動、卒業進級に係る問題のいずれに起因するとしても、中途退学に係る対応は、学校が生徒をどのように指導していくかという姿勢、つまり、各学校の学校経営の基本(教育理念)の現れである。
- 4 県教育委員会としては、この度、特別な指導や自主退学勧告等の問題について不適切な対応を未然に防止するため、ひとつのモデルを示す。

第2 特別な指導(家庭反省指導・学校反省指導)について

1 家庭反省指導等特別な指導と懲戒による停学の違い

現在、広島県立高校では、問題行動を起こした生徒に対して、家庭反省指導として保護者の理解を得て一定期間、家庭において反省させる指導が行われている場合がある。

また、同じく保護者の理解を得て学校において欠席扱いとして別室において反省させる指導も行われている。

この指導は、学校の説明不足などから「保護者の理解を得て」の部分が曖昧になり、生徒・保護者にとってこれらの措置が強制と受け取られ、事実上の停学となっている場合がある。

特に、家庭反省指導は、本来、「当該生徒が保護者とじっくり話し合い、生活を振り返るための時間」を設けるなどの理由で行われる指導であり、保護者の理解を得た上で実施することができる。保護者の理解が得られない場合は、学校反省指導を実施する。

また、家庭反省でも懲戒でもなく、指導を行わず自宅に居させるだけの「家庭待機」と呼ばれる措置を命ずることはできない。

一方、停学は、学校教育法施行規則第26条・広島県立高等学校学則第29条で規定されているとおり、校長が行うもので、生徒にとって期間中教育を受けられなくなる懲戒処分である。この処分を検討する場合は、家庭反省指導や学校反省指導などの特別な指導と明確に分けて考える必要がある。



2 特別な指導（家庭反省指導・学校反省指導）の生徒指導要録上の取扱い

昭和47年5月福島地裁の判例によると「家庭謹慎は、実質的には停学と異ならない。」とある。このことから各校で行われている「保護者の理解が得られていない状況で家庭で反省させる指導（説明不足で生徒・保護者が家庭に留め置くことを強制されていると思いこんでいる場合も含む）」も、懲戒による停学と異ならないと考えられる。

また、懲戒による停学の生徒指導要録における出欠の扱いについては、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、出席すべき日数から除くことになっている。このため、保護者の理解の得られない家庭反省指導について、生徒指導要録上は、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、出席すべき日数から除く扱いをすると解される。しかしながら、この度、前述1のとおり、家庭反省指導は保護者の理解を得て実施するよう整理したので、家庭反省指導の場合は、生徒指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」ではなく、欠席の扱いとなる。

また、学校内の別室で反省させる指導の場合は、実態として、登校している事実があり、「出席扱いとする」ことになる。

3 特別な指導（家庭反省指導・学校反省指導）に係る基本的な考え方

特別な指導のうち、家庭反省指導は、保護者の理解を得た上で実施する。理解が得られない場合は、学校反省指導を実施する。

問題行動を起こした生徒への指導方針等を検討する必要がある場合、保護者の理解を得て若干の日数に限り家庭に留め置く措置を行うことができる。検討の結果、家庭反省指導をすることになった場合には、家庭に留め置いた日数は指導の期間に含める。

- (1) 学校は、教育の場であることを重視し、教育的配慮のもとに指導すること。
- (2) 特別な指導は、生徒の卒業や進級に繋がる指導であることが必要で、特別な指導を実施することそのもので原級留置になったり、中途退学になったりしないこと。
- (3) 教職員と生徒の人間関係を重視し、生徒自身が在り方生き方を考えることのできる指導・援助とすること。
- (4) 学校教育法施行規則第26条・広島県立高等学校学則第29条の懲戒停学と明確に区別して行うこと。

4 特別な指導（家庭反省指導・学校反省指導）を実施するための留意点

- (1) 反省指導については、どのような場合に、どのような手順と方法で、どの程度の期間で行うか、明確な基準を設け、事前に生徒及び保護者に説明しておくこと。
- (2) 問題行動を詳細に把握した上、事実をもとに相応の指導方針を決定し実施すること。
- (3) 反省指導の実施に当たっては、事実関係と指導の内容を十分説明し、弁明の機会を与え、弁明されたことについては検討を行うなど、生徒及び保護者の理解を得ること。
- (4) 反省指導を受ける生徒及び保護者に、反省指導の意義、方法、日程、心得、準備物等について文書で示し、説明すること。
- (5) 基本的な生活規律や学習の基礎基本を徹底でき、生徒自身でどうすればよいか考え、実行し、継続できる内容を盛り込むこと。
- (6) 反省期間中に行われる試験や進級にかかわる行事などについては、出席させるなどできるだけ配慮をすること。
- (7) 問題行動の事実、生徒及び保護者への対応、指導経過等をすべて記録すること。
- (8) 指導経過等は、個別の生徒ごとにまとめて保存し、事後の指導等に生かすこと。

5 特別な指導（家庭反省指導・学校反省指導）の手順・対応モデル

特別な指導（家庭反省指導・学校反省指導）は、生徒に問題行動を起こした直接のきっかけや要因、周囲との関係などを整理させ、以後の生活に生かすための指導・援助となる必要がある。

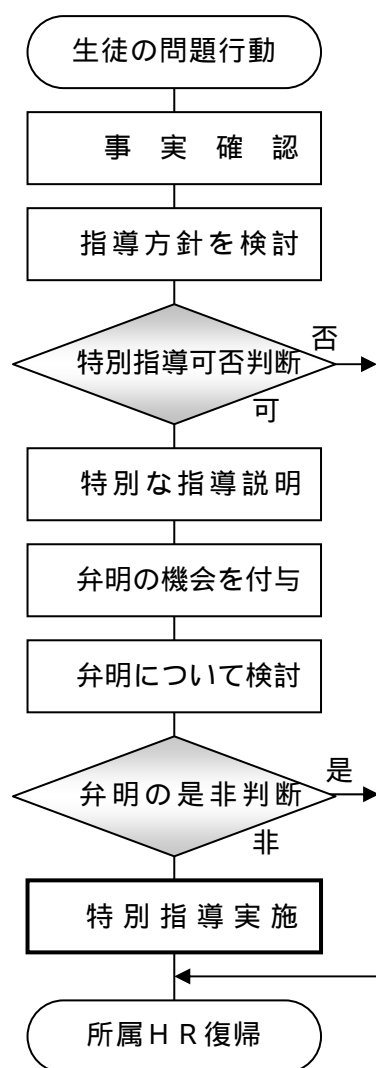


図 1

特別な指導を進めるための留意点（表 1）

番号	留意点
	a 事情は個別に聞くが、できるだけ複数の教員で行うこと。 b すべての事情に矛盾のないように細部まで確認すること。 c 関係者・機関からの情報があれば参考にする事。 d 事実については、当該生徒自身に自書させること。 e 事情の供述を強要したり、体罰等を行わないこと。
	a 事実に基づいた検討をすること。 b これまでの指導経過を明らかにし、生徒個々に検討すること。 検討する内容（非違行為の内容、関与の程度、結果の重大性、反省態度、これまでの指導経過、改善の可能性） c あらかじめ定められた明確な基準に基づいて検討すること。 d 指導方針を検討する会は、校務運営規程等に定めておくこと。
	a 指導方針の検討を参考に、校長が、指導方法（特別指導の可否、方法）を判断すること。 b 公平で公正な判断を行うこと。 c 形式的・機械的、感情的・報復的、安易・無責任など説明のつかない判断を行わないこと。 d 指導方法の判断は、全職員に周知しておくこと。
	a 特別な指導の実施方法について具体的に説明すること。 b 保護者の意向を十分聞き、理解を得た指導方法とすること。
	弁明の機会を与えることを明確に伝えること。
	a 弁明内容について、あらゆる角度から検討を行うこと。 b 新たな事実が判明した場合は、すべて確認すること。 c 弁明について検討する会は、校務運営規程等に定めておくこと。
	a 弁明についての検討を参考に、校長が、是非を判断すること。 b 弁明が妥当であれば、特別指導を行わずに原クラスへ戻すこと。
	a あらかじめ決められた基準に沿い指導期間を明確にして実施すること。 b 前記「4 反省指導を実施するための留意点」を参照のこと。

6 学校を中心として行う反省指導の実施例

学校を中心とした反省指導は、学校が内容や環境を適切に把握して実施でき、学校が反省の実態を把握しにくく形式だけの指導になりがちな家庭での指導と比べて、より効果をあげることができると考えられる。特に、反省が深まらない生徒については、次の例の指導 2 と指導 3 を繰り返して行うこともでき、反省指導の効果を高めることができる。

反省指導の実施例（表 2）

呼 称	指導 1	指導 2	指導 3
指導形態	家庭反省	別室反省	授業参加の反省
場所等	家庭等	学校（別室等）	学校（所属 HR 等）
期 間	1 日～2 日(短く)	2 日～4 日(短く)	5 日～10 日(長く)
指導内容	保護者と生徒が家庭等でじっくりと話す	学習と生活の基礎基本を見直し、徹底させる	生活記録記入、担当者評価、放課後面接などを実施する
出 席	欠席	学校、教科とも出席扱い	学校、教科とも出席扱い
考え方	動機付け	行動化	行動の継続・習慣化
備 考	保護者の理解の上で実施		

第3 自主退学勧告，懲戒による停学・退学について

退学は，生徒の身分に係る重要な措置・処分であり，真に教育的な配慮を持って慎重に的確に行うことが必要である。

このため，自主退学勧告や懲戒による退学は，それまでに行った指導や生徒の問題行動の程度について慎重かつ厳正に検討して行う必要がある。

1 自主退学に係る基本的な考え方

- (1) 高等学校における自主退学には規定があり，「生徒が，休学又は退学をしようとするときは，校長の許可を受けなければならない。」(学校教育法施行規則第94条)とされている。自主退学は，当該生徒及び保護者が提出した「退学願」を受けて，校長が許可するものである。
- (2) 自主退学は，本来自主的な意思表示に基づくものであり，その勧告が，生徒・保護者に対して「退学願」の提出を強制することになってはならない。
- (3) 学校教育法施行規則第26条・広島県立高等学校学則第29条の懲戒による退学処分に相当するとして自主退学を勧告する場合も，その事由を示し，当該生徒の将来を配慮するための勧告である旨の説明をするなど慎重な対応が求められる。

2 懲戒による停学・退学に係る基本的考え方

- (1) 懲戒のうち停学及び退学は，個々の生徒の状況に応じたきめ細かい指導(段階を踏んだ反省指導)を尽くした上で，なお懲戒による停学・退学以外に対応の方法がないと判断した場合にのみ実施できる。
- (2) 懲戒による退学は，学校教育法施行規則第26条，広島県立高等学校学則第29条の懲戒の要件を満たしていることが必要であるが，「改善の見込みがない」ことが大前提である。

懲戒の在り方

形式的・機械的な処置であってはならないこと。
感情的・報復的な処罰であってはならないこと。
不公平・不当な処罰であってはならないこと。
安易・無責任な処罰であってはならないこと。

(生徒指導資料第2集「生徒指導の実践上の諸問題とその解明」，文部省より)

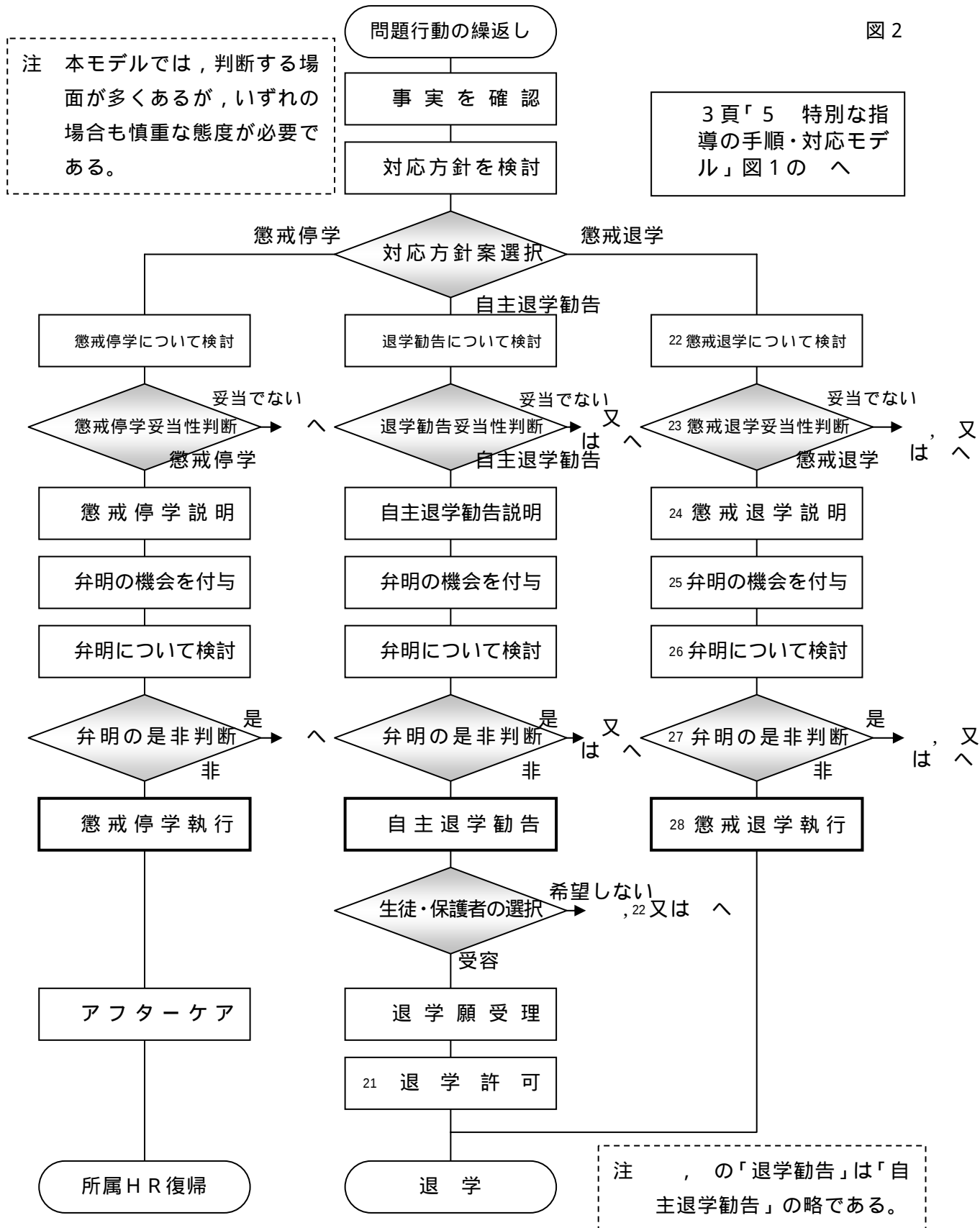
3 問題行動に係る自主退学勧告，懲戒による停学・退学の前に必要な生徒指導上の留意点

- (1) 積極的にすべきこと
 - ア 当該生徒，関係者から丁寧に事情を聞き，事実を明確にすること。
 - イ 個別の指導経過記録をもとに，これまでの特別な指導を踏まえ，相応の措置，処分を検討すること。
 - ウ 問題行動を起こした生徒について個別に慎重に検討し，自主退学勧告や懲戒を行う以前に反省の機会を与えたり，特別な指導を徹底するなど段階的な教育指導を試みること。
 - エ 問題行動に係る「弁明する機会を与える」ための，場を設定し，趣旨を明確に説明し，期間をおくこと。
- (2) してはならないこと
 - ア 「家庭待機」などと呼ばれる指導・措置・処分を保留した期間を作らないこと。
 - イ いたずらに，反省指導の期間を伸ばさないこと。
 - ウ 日付のない退学願を提出させるなど安易な対応を行わないこと。

4 自主退学勧告，懲戒による停学・退学の手順・対応等モデル

問題行動を繰り返す生徒に対する指導について，自主退学勧告，懲戒による停学又は退学を視野に入れた対応を必要とする場合がある。以下のモデルは，自主退学勧告，懲戒による停学及び退学の手順及び対応等を模式的に示したものである。

この場合，学校は，問題行動を繰り返す生徒に対し，教育的な配慮のもとに3頁の特別な指導のモデルを参考にした段階的な指導を尽くしていることを前提としている。



5 各項目の留意点

(表3 - 1)

項 目	留意点
事 実 確 認	a 事情は個別に聞くが，できるだけ複数の教員で行うこと。 b すべての事情に矛盾のないように細部まで確認すること。 c 関係者・機関からの情報があれば参考にする事。 d 事実については，当該生徒自身に自書させること。 e 自白を強要したり，体罰等を行わないこと。
対 応 方 針 を 検 討	a 事実に基づいて協議・検討すること。 b 個別の生徒について指導経過を明らかにし，協議・検討すること。 検討内容（非違行為の内容，関与の程度，結果の重大性，反省態度， これまでの指導経過，改善の可能性） c 対応方針を検討する会は，校務運営規程等に定めておくこと。
対 応 方 針 案 選 択	a の協議・検討を参考に，校長が，懲戒停学，自主退学勧告又は懲 戒退学を選択すること。 b 公平で公正な判断を行うこと。
懲 戒 停 学 に つ い て 検 討	a これまでの経過を整理し，指導を尽くしているか，懲戒による停学 以外に方法はないか慎重に協議・検討すること。 b 懲戒停学について検討する会は，校務運営規程等に定めておくこと。
懲 戒 停 学 妥 当 性 判 断	a 事前に県教育委員会に相談すること。 b これまでの指導の記録を整理し，指導を尽くしているか，懲戒によ る停学以外に方法はないか慎重に判断すること。 c の協議・検討を参考に，校長が，懲戒停学又は特別な指導のどち らを実施するか判断すること。 d 公平で公正な判断を行うこと。 e 形式的・機械的，感情的・報復的，不公平・不当，安易・無責任な ど説明のつかない判断を行わないこと。 f 判断は，全職員に周知しておくこと。
懲 戒 停 学 説 明	a 懲戒停学処分に至った経過，理由を明確に説明すること。 b これまで指導して来た経過を全て説明し，特別な指導では，もはや 教育効果をあげることはできないことを示すこと。 c 懲戒停学は，一定期間どの学校においても教育を受けられなくなる 処分であることを説明すること。
弁 明 の 機 会 を 付 与	a 弁明の機会を与えることを明確に伝えること。 b 生徒・保護者の希望によっては，数日の期間を与えること。
弁 明 に つ い て 検 討	a 弁明内容について，あらゆる角度から検討を行うこと。 b 新たな事実が判明した場合は，すべて確認すること。 c 弁明について検討する会は，校務運営規程等に定めておくこと。
弁 明 の 是 非 判 断	a 弁明についての協議・検討を参考に校長が，是非を判断すること。 b 弁明が妥当であれば，懲戒停学を行わず特別な指導を行うこと。
懲 戒 停 学 執 行	a 弁明を非とした判断を，理由・経過共に説明すること。 b 懲戒停学執行に至った経過，理由を再度明確に説明し，これまで指 導して来た経過を全て説明し，指導を尽くしたことを示すこと。 c 懲戒停学の期間を明示した文書を提示し執行すること。
ア フ タ ー ケ ア	所属HRへ復帰するための支援となる指導を行うこと。

(表3 - 2)

項 目	留意点
退学勧告について検討	a これまでの経過を整理し、指導を尽くしているか、自主退学勧告以外に教育的な指導方法はないか慎重に協議・検討すること。 b 退学勧告について検討する会は、校務運営規程等に定めておくこと。
退学勧告妥当性判断	a 事前に県教育委員会と相談すること。 b これまでの指導の記録を整理し、指導を尽くしているか、自主退学以外に教育的な指導方法はないか慎重に判断すること。 c の協議・検討を参考に、校長が、特別な指導又は自主退学勧告のどちらを行うか判断すること。 d 公平で公正な判断を行うこと。 e 形式的・機械的、感情的・報復的、安易・無責任など説明のつかない判断を行わないこと。 f 判断は、全職員に周知させておくこと。
自主退学勧告説明	a 自主退学勧告に至った経過、理由を明確に説明すること。 b 自主退学勧告は、強制力の伴わない指導であって、退学か在学継続かは生徒・保護者が選択できることを説明すること。 c 再入学制度について説明すること。 d 自主退学勧告前後に、長期にわたる「自宅待機」など法的に説明のつかない対応を行わないこと。
弁明の機会を付与	a 弁明の機会を与えることを明確に伝えること。 b 生徒・保護者の希望によっては、数日の期間を与えること。
弁明について検討	a 弁明内容について、あらゆる角度から検討を行うこと。 b 新たな事実が判明した場合は、すべて確認すること。 c 弁明について検討する会は、校務運営規程等に定めておくこと。
弁明の是非判断	a 弁明についての検討を参考に、校長が、是非を判断すること。 b 弁明が妥当であれば、特別な指導を実施し在学を継続させること。
自主退学勧告	a 弁明を非とした判断を、理由・経過共に説明すること。 b 自主退学勧告に至った経過、理由を再度明確に説明した上で自主退学勧告を行うこと。 c 自主退学勧告は、強制力の伴わない指導であって、退学か在学継続かは生徒・保護者が選択できることを再度説明すること。 d 自主退学勧告を容認した場合と拒否した場合の選択肢（特別な指導、懲戒停学又は懲戒退学）を説明すること。 e 生徒・保護者の回答の期限を設定すること。
生徒・保護者の判断	a 生徒・保護者の判断を尊重し、自主退学を強要しないこと。 b 生徒・保護者が自主退学を希望しない場合は、特別な指導、懲戒停学又は懲戒退学を検討すること。 c 自主退学をしない場合の措置又は処分について連絡する期日を設定すること。
退学願受理	退学願を受理し、校長は決裁を行うこと。
21 退学許可	当該生徒及び保護者に退学許可した旨を文書で伝えること。

(表3-3)

項 目	留意点
22 懲戒退学について 検討	a これまでの経過を整理し、指導を尽くしているか、懲戒による退学以外に方法はないか慎重に協議・検討すること。 b 懲戒による退学については、広島県立高等学校学則第29条第2項の各号に該当するか慎重に検討すること。 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者 三 正当な理由がないのに出席常でない者 四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者 c 特に懲戒退学を実施する場合は、第1号における「改善の見込みがない」ことが大前提となることを踏まえ、「改善の見込み」について一切の事情を勘案して慎重に検討すること。 d 懲戒退学について検討する会は、校務運営規程等に定めておくこと。 e 判断は、全職員に周知しておくこと。
23 懲戒退学妥当性 判断	a 事前に県教育委員会と相談すること。 b これまでの経過を整理し、指導を尽くしているか、懲戒による退学以外に方法はないか慎重に判断すること。 c 22での協議・検討を参考に、校長が、特別な指導、懲戒停学、自主退学勧告又は懲戒退学のどれを行うか判断すること。 d 公平で公正な判断を行うこと。 e 形式的・機械的、感情的・報復的、安易・無責任など説明のつかない判断を行わないこと。 f 指導方法の判断は、全職員に周知しておくこと。
24 懲戒退学説明	a 懲戒退学に至った経過、理由を明確に説明すること。 b これまで指導して来た経過を全て説明し、指導を尽くしたことを示すこと。 c 懲戒退学は、生徒の法律上の権利を剥奪して学校外に排除する処分であり、自主退学と異なることを説明すること。 d 再入学制度について説明すること。
25 弁明の機会を付与	a 弁明の機会を与えることを明確に伝えること。 b 生徒・保護者の希望によっては、数日の期間を与えること。
26 弁明について検討	a 弁明内容について、あらゆる角度から検討を行うこと。 b 新たな事実が判明した場合は、すべて確認すること。 c 弁明について検討する会は、校務運営規程等に定めておくこと。
27 弁明の是非判断	a 弁明についての検討を参考に、校長が、是非を判断すること。 b 弁明が妥当であれば、在学を継続させる措置を検討すること。
28 懲戒退学執行	a 弁明を非とした判断を、理由・経過共に説明すること。 b 合わせて、懲戒退学執行に至った経過、理由を再度明確に説明し、これまで指導して来た経過を全て説明し、指導を尽くしたことを示すこと。 c 文書を提示し執行すること。
3頁「5 特別な指導 の手順・対応モデル」 図1のへ	重複した処罰的な指導にならないこと。

第4 その他

問題行動を起こした事実が確定しており、特別な指導（反省指導）又は懲戒による停学などの指導方針を決定する期間が必要な場合は、保護者の理解を求めた上で若干の日数に限定して、家庭に留め置く措置を行うことができる。

なお、その日数は、指導方針が決定した後、特別な指導（家庭反省指導）又は懲戒による停学の期間に含めること。

万引きなど窃盗等の実態と対応について

広島県教育委員会

1 はじめに

万引きは非行の入り口といわれる初発型非行に分類され、統計では刑法犯少年の罪種別の多くを占めています。

平成15年における全国の刑法犯少年の罪種別構成比(図1)によると、刑法犯少年に占める窃盗犯の割合は56.4%であり、その中でも万引きが占める割合は26.8%で一番高くなっています。

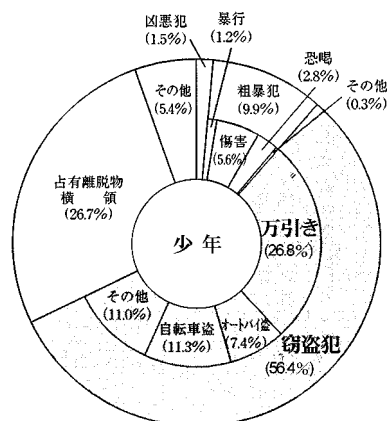


図1 刑法犯少年の罪種別の構成比
(平成15年警察庁資料)

また、刑法犯少年のうち窃盗と占有離脱物横領を合わせると80%を超えています。さらに万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領の初発型非行だけでも70%を超えていることも大きな特徴です。この初発型非行に対し、適切な指導が行われない場合は、再犯や重大な非行へと拡大するおそれがあります。

つまり、万引き等窃盗の未然防止及び再発防止についての指導をすることは、あらゆる少年犯罪(非行)の防止につながると考えられます。

2 広島県内の現状

表1で示すように、平成15年の広島県における犯罪少年補導数は17.8人(少年人口1000人当たりの補導人員14歳～19歳)で、全国のワースト16位であり重要な

課題と言えます。

特に、小学生の補導人員が増加傾向にあること、中学生の補導人員が高校生を上回っていることなど、少年犯罪の低年齢化が進んでいます。

表1 広島県における犯罪少年(刑法犯)の全国対比

年	人口比	全国順位
平成7年	14.7	ワースト8位
平成8年	20.0	ワースト3位
平成9年	23.9	ワースト1位
平成10年	25.7	ワースト2位
平成11年	22.7	ワースト2位
平成12年	20.7	ワースト1位
平成13年	18.8	ワースト9位
平成14年	18.4	ワースト14位
平成15年	17.8	ワースト16位

少年人口1000人当たりの補導人員

また、広島県においても刑法犯少年の約68%が初発型非行であり、その半数を万引きが占めています。(図2)

このため、非行の入り口といわれる初発型非行のうち、特に万引きを防止し少年犯罪の低年齢化に歯止めをかけるため今年度、知事部局、県教育委員会、県警察本部の三者から成る少年犯罪防止緊急対策プロジェクトチームを結成し、取組みを進めています。

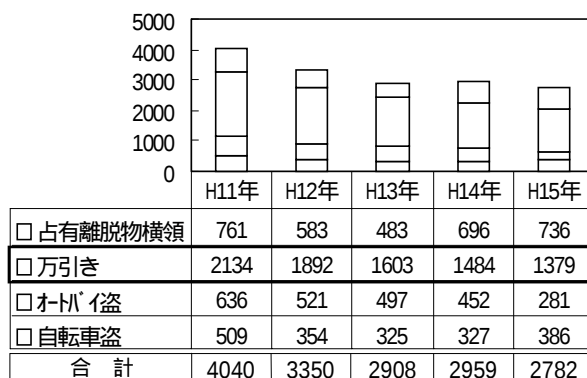


図2 広島県における刑法犯少年の初発型非行

3 万引きなど窃盗の特徴

少年非行の特徴として、共犯率が高いことがあげられます。表2の警察庁の資料によると、平成15年の少年による窃盗事件の共犯率は31.8%となっています。

他の犯罪が横ばいあるいは減少傾向となっている中で窃盗犯は増加傾向にあり、友人等のグループで抑止力が働くような集団にする指導が必要です。

表2 少年事件の包括罪種別共犯率の推移

区 分	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年
凶 悪 犯	57.2	55.4	53.8	57.0	55.7
粗 暴 犯	53.0	49.2	48.2	46.4	44.6
窃 盗 犯	27.2	28.1	29.8	32.2	31.8
占有離脱物横領	11.8	12.1	12.1	11.0	10.6
ひったくり	62.7	68.3	67.4	61.2	61.8
路上強盗	90.3	84.0	82.4	87.4	85.5

(平成15年警察庁資料)

少年期における特徴は、集団への所属欲求や仲間意識が強く、次のような集団心理が働く傾向があります。

- 皆がやっているからする。仲間はずれにされることが怖い。
- 度胸がないと言われることがいやである。力関係を保持する。
- 犯罪行為を集団内の共通の秘密として共有したがる。

上記のような集団心理が望ましくない人間関係を形成し、それを要因として窃盗を犯してしまう場合も少なくないと考えられます。

このような理由から窃盗に及んでしまった少年には、次のような特徴が考えられます。

- 手口が幼稚である。
- 役割が分化していない。
- 発覚しやすい。
- 盗む目的がはっきりしていない。
- 盗んだ品物は、人にやったり捨てることがある。

また、窃盗のうち万引きをしてしまう少年は、満たされなかった愛情や承認の欲求

を万引きという問題行動で解消(表現)していることも考えられ、そのことから万引きは「愛情の請求書」であるという意見もあります。

これらのことから、人間的ふれあいを基盤とした、望ましい集団(協調的集団)を育成することが万引きなど窃盗の未然防止に有効であるといえます。

4 児童生徒の意識と行動

表3は、児童生徒の逸脱行動に対する考えで、「してはいけないと思うもの」を選ぶ質問をした調査です。(複数回答可)

万引きは小・中学生のいずれも9割を超える割合となっています。

表3 小・中学生の逸脱行為に対する考え(%)

区 分	小学生	中学生
万引きをする	96.3	97.1
クラスの子をいじめる	91.3	92.3
学校の物品や施設をわざとこわす	91.0	90.1

(平成12年12月総務庁資料)

また、万引きなど違反行動をしてはいけないのはどうしてだと思うか聞いたところ、表4のような結果となっています。

表4 小・中学生の違反行動をしてはいけない理由(%)

区 分	小学生	中学生
家族が悲しむことになる	68.7	62.3
人の迷惑になる	61.4	56.3
自分を大切にしたい	57.0	71.1
法律で禁止されている	53.2	53.1

(平成12年12月総務庁資料)

この調査によると約3分の2の児童生徒は、万引きなどの違反行動は、家族や人への迷惑と、周囲の者への影響などを理由としており、「法律で禁止されている」からとした者は約半数となっています。

このことから、環境や心理状態(集団心理等)で罪の意識が薄れることのないよう周囲の者への思いやりの心を育てると

もに、万引きなど窃盗は犯罪であることを指導することが大切です。

5 万引きを防止する指導の基本的な視点

(1) 万引きは窃盗という犯罪です。

- 刑法では、窃盗罪は10年以下の懲役に処すると規定されています。
- 万引きは非行の入り口です。

(2) 子どもの変化に気づくことが大切です。

- 子どもの心や行動の変化に表れる小さなサインに気付くことが大切です。
- 保護者は家庭において、子どもの持ち物に気を配り、見られない持ち物については確認することが大切です。

(3) 大人が手本です。

- 大人が社会のルールを守る姿勢を示すことが大切です。
- なぜ、人のものを盗んではいけないのかを考えさせることが大切です。

(4) もし、子どもが万引きをしたら？

- 素早く対応することが子どもとの信頼関係を築き事件の解決を早めます。
- 確実に事実を確認します。
- 毅然とした態度で是々非々を示すことも必要です。
- 子どもの話をしっかり聞いて、背景にあるもの、何を訴えているのか捉えることが大切です。
- 保護者と連携した指導をすることが大切です。
- 再発防止のため日頃からの関係機関との連携が大切です。

6 社会的絆の理論との関連性

T・ハーシー（米国：犯罪心理学者）は「社会的絆の理論」で「絆」とは、個人と社会がつながる様々な「つながり」を糸で表し、その「糸の束」のこととしています。非行と原因との関係では、「絆の束」が太くなる程非行に走る率は低く、細い程高くなると分析しています。すなわち、青少年が犯罪を起こさないのは単に刑罰があるからだけではなく、家族や仲間、学校や地域との間に太い絆が存在しているからで

あるとしています。

(1) 社会的絆の要素

T・ハーシーは、社会的絆を構成する要素は、次の四つであるとしています。

アタッチメント（愛着）

家族や仲間、学校や地域などの集団への愛情関係や情緒的つながりの糸

コミットメント（投資）

それまでやってきたことや投資してきたこと、積み上げてきたことに対してのつながりの糸

インボルブメント（巻き込み）

さまざまな活動へ参加することによる、社会や集団とのつながりの糸

ビリーフ（規範観念・信念）

法律や道徳、規範に対して疑問をもたない態度、規範への素朴な信頼感
（規範とは個人が所属する社会や集団にとって重要な構造的要素のことです）

この社会的絆は、家庭の教育により基礎的な部分は身につけていますが、体験的な学習など様々な教育活動によりさらに充実させることができます。

(2) 万引きの未然防止と社会的絆の関連性

万引きを未然に防止するには、指示や説諭、命令といった指導や罰則だけでは不十分と考えられます。

表4では、多くの児童生徒は社会的絆の要素でもある様々なつながりによって万引きなど違反行動を抑止していることが読み取れます。

児童生徒を取り巻く「絆の束」を太くする取組みや、より意識化することが万引きの未然防止につながる一つの方法といえます。



以上のことを踏まえ、万引きなど窃盗等の未然防止につながり、「絆の束」を太くし心を育てる学習指導案を次頁に示します。

年間指導計画等に取り入れ、効果的に活用してください。

指導例：絆の束を太くし心を育てる学習指導案

対 象	〇 〇 中 (小・高等) 学校 〇 年 〇 組 40名 (男子20名, 女子20名)		
日時・場所	平成16年 〇 月 〇 日 (〇 曜日) 〇 校時 〇 年 〇 組 教室		
授 業 者	〇 〇 〇 〇 (担任及び副担任 ... 本指導案をもとに学年で統一した指導を行う。)		
題 材 名	『得るものと失うもの』		
本 時 の 位 置 づ け	・ 自己を見つめるとともに集団や社会の一員としての自覚を高める。 ・ 集団での規範意識や社会性を高める。		
生徒指導上 の ね ら い	犯罪 (万引き) を犯すことで、人とのつながりや自分が積み上げてきたこと (ポイント) 等がどうなるか、それらを考える力や思いやり、先を見とおす力を高めることで問題行動の未然防止を図る。		
題材設定の 理 由	生徒観	二学期の行事も終了し、生徒は比較的落ち着いた様子で生活しているが、無気力な生徒も数名気になる。また、学級内での些細なトラブルが目立つようになってきた。	
	指導観	自己をしっかりと見つめ友だちとの交流を通して、仲間の考え方や新たな自分に気づくことができる。このような体験を通して、集団や社会の一員としての自覚を意識化し自己存在感や自己統制力を高めていく。	
本時の目標	・ 自己をしっかりと見つめ、自分にとって大切なものを意識化する。 ・ 犯罪の後に何が待っているか想像する力を高め、非行予防につなげる。		
過 程	指 導 内 容	学 習 活 動	指導上の留意点
導 入 (10 分)	- 学習のねらいの説明 「あなたの大切なものは何ですか？」	自分をしっかりと見つめ、新たな自分と出会い、自己理解を深める。 2人組になる。 握手 (挨拶) し、ジャンケンで順番を決める。 一人60秒間、自分にとって大切なものは何か? を思いつくかぎり話す。 (交替) 短時間で気づいたこと、感じたことなどを振り返る。(ショートシェアリング)	短時間、簡潔に説明する。 楽しい雰囲気をつくりながら、心の準備体操を行う。 ベアリングに配慮する。 全体の時間を見ながら短時間で実施し、次の活動へつなげる。
展 開 (30 分)	『得るものと失うもの』 1 活動概要の説明 2 ワークシート記入 3 グルーピング 4 グループでの分かち合い 5 グループ発表 6 各グループで シェアリング	ワークシートを配布し、活動の概要を簡単に説明する。 ワークシートの例文を読む。 状況が思い浮かぶように工夫して読む。 教師が自己開示をする。 目を閉じて自己を見つめる。(1分間) - 各自でワークシートへ記入する。 - 自由に2～4名のグループで行う。又は、生活班で行う。 - 各グループで全員が簡単に発表する。 - 各グループで簡単にまとめ発表する。 他者の意見については、本人に確認し発表する。 - 各グループで、気づいたことや感じたことなどを振り返る。	短時間、簡潔に説明する。 学級の実態にあわせ、教師の実体験から自己開示を行う。 非言語の活動とする。 学級の実態や教師のねらいでグルーピングを工夫する。 話し方や聞き方について 【 聞 く 】 *話は最後まで聞く *相手の気持ちを聞く *相手をもっと話したくなるように聞く 【 話 す 】 場面にあった話し方・言葉遣いをする わかりやすく話す 相手の顔を見ながら話すなど
整 理 (10 分)	- 意見交流 (グループ、個人) - 実施者によるまとめ - ふりかえり用紙記入	- グループの中で出た意見を全体で交流する。 - 万引きは犯罪であると同時に、多くのものを失うことを再度確認する。	他者の意見を出させる場合は、本人に確認させる。 刑法第235条 窃盗罪 刑法第254条 占有離脱物横領罪
指導と評価 の 考 察	実態把握を積極的に行い、個に応じた指導と日頃から生徒指導の機能を生かした教育活動を実践する。 本時の指導の反省と課題について、担任・副担任で整理するとともに、学年会などを開催し、意見や情報を交換するなどして、学年全体の共通理解を図り指導に生かす。		

参考文献 監修：國分康孝 編集：國分久子 他『エンカウンターで学級がわかる ショートエクササイズ集』 図書文化社

ワークシート（得るものと失うもの）

ある日の昼休憩。中学2年のK男たち数名は、こんな話題で盛り上がっていた。

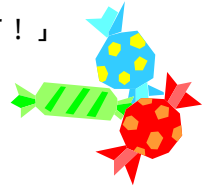
A男：「おいおい，知っとる？ 3丁目のスーパー，簡単に万引きできるって！」

B男：「知っとる，知っとる。ガムでも飴でもポケットに入る物なら，何でも盗れるらしいで。」

C男：「G男も成功したらしいよ！」

D男：「みんな，しよるらしいで。他にもいっぱいしよるで。」

K男：「ふーん。そんなもんなんだ...。」



1週間ほどたった放課後，K男は体調を崩したことを理由に部活動を休んだ。下校途中3丁目のスーパーにジュースを買いに一人立ち寄った。お店に入りジュースを選んでいると，あの時の話題が頭をよぎった。周りを見わたしても店員はいない。他のお客さんの姿もない。ドキドキしながら，ガムを1つポケットに入れた。怪しまれないようにジュースの代金はレジで支払い出口に向かった。

- 誰にも見つからず出口を出て，自宅に帰った。

得るもの	失うもの

- 店員に呼び止められ，事務所（警備員室）に連れて行かれた。

得るもの	失うもの



ふいかえり

_____ 年 _____ 組 名前 _____

○

- 1 あなたにとって今日のエクササイズは「楽しかった」ですか。
ア．とても楽しかった イ．少し楽しかった
ウ．あまり楽しくなかった エ．ぜんぜん楽しくなかった

- 2 あなたにとって今日のエクササイズで「うれしかった」ことがありましたか。
ア．とてもうれしかった イ．少しうれしかった
ウ．あまりうれしくなかった エ．ぜんぜんうれしくなかった

- 3 今日のエクササイズはあなたにとってためになりましたか。
ア．とてもためになった イ．少しためになった
ウ．あまりためにならなかった エ．ぜんぜんためにならなかった

- 4 今まで気づけなかった自分に出会うことができましたか。
ア．たくさん出会えた イ．少し出会えた
ウ．あまり出会えなかった エ．ぜんぜん出会えなかった

- 5 今まで気づけなかった友だちに出会うことができましたか。
ア．たくさん出会えた イ．少し出会えた
ウ．あまり出会えなかった エ．ぜんぜん出会えなかった

- 6 自分のホンネを話すことができましたか。
ア．よく話せた イ．少し話せた
ウ．あまり話せなかった エ．ぜんぜん話せなかった



生徒指導重点校の取組みについて

広島県教育委員会

1 生徒指導重点校とは

県内の公立小・中・高等学校内外における暴力行為の発生件数や公私立高等学校全日制・定時制の中途退学者数は、平成12年度がピークとなっていました。その当時、県教育委員会は、暴力行為や中途退学等生徒指導上の諸問題の解決に向けて、様々な対策を行っていましたが、結果として生徒指導上の諸問題の減少にまでは至らず、たいへん深刻な状況が続いていました。



そこで、県教育委員会は、中学校の暴力行為、高等学校の中途退学について、問題の解決を図るため、平成14年度から、生徒指導重点校を指定して、多様な支援を行う取組みを実施しました。

各指定校の積極的な取組みを促すため、公募することとし、平成14、15年度は公立中学校25校、県立高等学校5校、平成16年度は公立中学校15校、県立高等学校4校を生徒指導重点校として指定し、校名を公表して取り組むことにしました。

(1) 生徒指導重点校の目標

中学校の重点校においては暴力行為の発生件数の半減、また、高等学校の重点校においては中途退学者数の半減を目標に設定しました。また、生徒指導重点校の取組みを広め、県内全体の生徒指導上の諸問題の解決を図ることとしました。

(2) 取組みの柱

生徒指導重点校が取り組む際の視点としては、次の3点を示しました。

ア 生徒指導体制の確立

校長のリーダーシップのもと生徒指導主事を中心とした組織的な生徒指導体制を確立させること。例えば、挨拶、服装、遅刻等の生活の基礎基本を全ての教員が同じ基準で指導を徹底すること。

イ 学習指導の充実

全ての教員が生徒指導の機能を生かした授業づくりに努め、「分かる授業」の工夫や授業規律の確立のために具体的な実践項目を設定し、学習の基礎基本の充実を図ること。

ウ 開かれた学校づくり

地域や保護者への説明責任を果たすとともに、公開性を高めることによってPTAや地域の支援などをいただき、学校、家庭、地域の連携を進めること。

2 生徒指導重点校の指標とした課題の状況

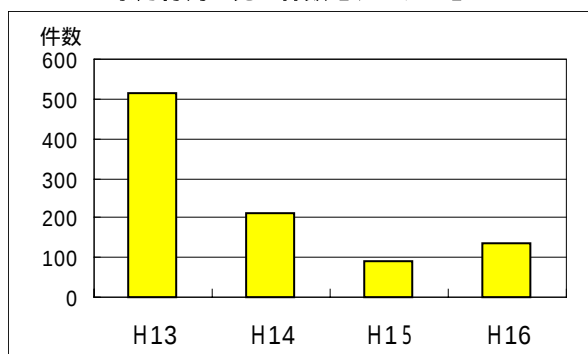
(1) 中学校生徒指導重点校の暴力行為の発生件数【表1】【グラフ1～3】

中学校の生徒指導重点校は、1年ごとに公募し指定校を一部入れ替えて実施し、いずれの年度の重点校も、1年間で指定前年度の4割前後に減少しました。

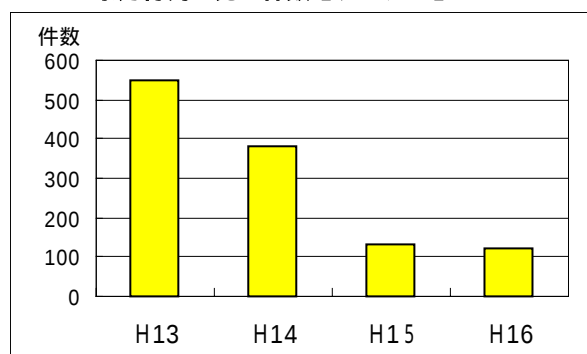
中学校生徒指導重点校の暴力行為の発生件数【表 1】

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成 16 年度
平成 1 4 年度中学校生徒指導重点校 2 5 校の合計	5 1 2 件	2 1 0 件	9 2 件	1 3 7 件
指定前を100とした割合	1 0 0	4 1 . 0	1 8 . 0	2 6 . 8
平成 1 5 年度中学校生徒指導重点校 2 5 校の合計	5 4 7 件	3 7 9 件	1 3 1 件	1 2 2 件
指定前を100とした割合	1 4 4 . 3	1 0 0	3 4 . 6	3 2 . 2
平成 1 6 年度中学校生徒指導重点校 1 5 校の合計	2 9 5 件	2 3 3 件	2 3 5 件	1 0 8 件
指定前を100とした割合	1 2 5 . 5	9 9 . 1	1 0 0	4 6 . 0

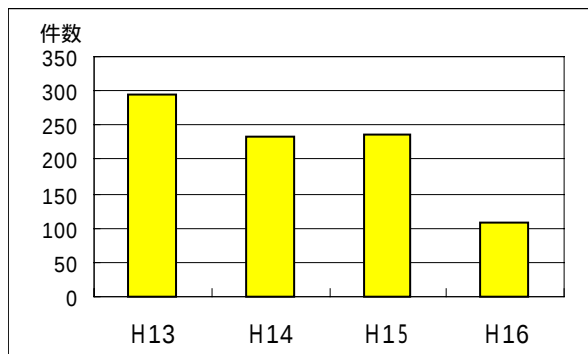
平成 1 4 年度中学校生徒指導重点校 2 5 校
の暴力行為の発生件数【グラフ 1】



平成 1 5 年度中学校生徒指導重点校 2 5 校
の暴力行為の発生件数【グラフ 2】



平成 1 6 年度中学校生徒指導重点校 1 5 校
の暴力行為の発生件数【グラフ 3】



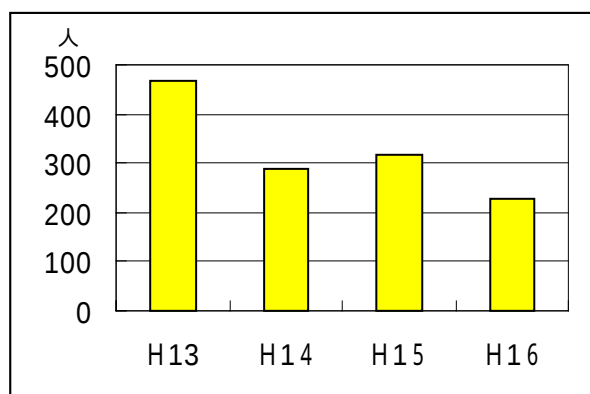
(2) 高等学校生徒指導重点校の中途退学者数【表 2】【グラフ 4 , 5】

高等学校生徒指導重点校 5 校は，1 校を 2 年間，4 校を 3 年間継続して指定し，指定前年度と比べて，3 年後には半数にまで減少しています。

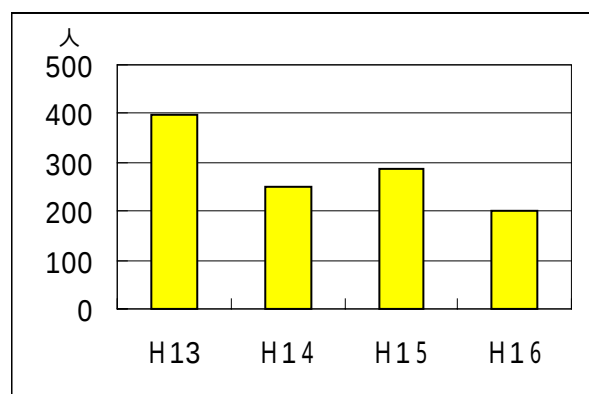
高等学校生徒指導重点校の中途退学者数【表 2】

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成 16 年度
高等学校生徒指導重点校 5 校の合計	4 6 7 人	2 8 8 人	3 1 8 人	2 2 9 人
指定前を100とした割合	1 0 0	6 1 . 7	6 8 . 1	4 9 . 0
高等学校生徒指導重点校 3 年連続指定 4 校の合計	3 9 7 人	2 4 8 人	2 8 6 人	2 0 2 人
指定前を100とした割合	1 0 0	6 2 . 5	7 2 . 0	5 0 . 9

高等学校生徒指導重点校 5 校の合計の中途退学者数【グラフ 4】



高等学校生徒指導重点校 3 年連続指定 4 校の合計の中途退学者数【グラフ 5】



3 生徒指導重点校におけるその他の生徒指導上の諸問題の状況

中学校は、暴力行為、高等学校は、中途退学に焦点を絞って取り組みましたが、生徒指導重点校では、その他の生徒指導上の諸問題も減少しています。

(1) 中学校生徒指導重点校におけるいじめ及び不登校の減少【表 3】

生徒指導体制を確立するなどの取組みの柱のもと暴力行為の減少に焦点を絞って取り組んだ結果、いじめや不登校についても改善の傾向が見られました。



中学校生徒指導重点校のいじめ及び不登校【表 3】

年 度	いじめの発生件数				不登校生徒数			
	H13年度	H14年度	H15年度	H16 年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16 年度
平成 14 年度中学校生徒指導重点校 25 校の合計	110件	40件	32件	37件	479人	404人	397人	387人
指定前を100とした割合	100	36.4	29.1	33.6	100	84.3	82.9	80.8
平成 15 年度中学校生徒指導重点校 25 校の合計	134件	63件	35件	35件	611人	588人	530人	472人
指定前を100とした割合	212.7	100	55.6	55.6	103.9	100	90.1	80.8
平成 16 年度中学校生徒指導重点校 15 校の合計	52件	45件	39件	12件	224人	227人	203人	200人
指定前を100とした割合	133.3	115.4	100	30.8	110.3	111.8	100	98.5

(2) 高等学校生徒指導重点校における暴力行為及びいじめの減少【表 4】

生徒指導体制の確立などを柱に取り組み、中途退学の未然防止に焦点を絞って取り組んだ結果、暴力行為やいじめについても顕著な成果がありました。

高等学校生徒指導重点校の暴力行為及びいじめ【表 4】

年 度	暴力行為の発生件数				いじめの発生件数			
	H13年度	H14年度	H15年度	H16 年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16 年度
高等学校生徒指導重点校 5 校の合計	52件	12件	17件	8件	14件	4件	4件	2件
指定前を100とした割合	100	23.1	32.7	15.4	100	28.6	28.6	14.3
高等学校生徒指導重点校 3 年連続指定 4 校の合計	39件	8件	13件	8件	11件	4件	4件	2件
指定前を100とした割合	100	20.5	33.3	20.5	100	36.4	36.4	18.2

（３）高等学校生徒指導重点校における休学及び原級留置の減少【表５】

また、休学及び原級留置の未然防止についても、顕著な成果がありました。

高等学校生徒指導重点校の休学及び原級留置【表５】

年 度	休学者数				原級留置者数			
	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
高等学校生徒指導重点校５校の合計	213人	72人	34人	42人	86人	33人	23人	32人
指定前を100とした割合	100	33.8	16.0	19.7	100	38.4	26.7	37.2
高等学校生徒指導重点校３年連続指定４校の合計	161人	50人	17人	25人	42人	20人	10人	17人
指定前を100とした割合	100	31.1	10.6	15.5	100	47.6	23.8	40.5

４ 効果につながった取組み

指定校が成果をあげたのは、さまざまな要因が考えられますが、共通する点がいくつかあります。「１（２）取組みの柱」で３点を示しましたが、その前提として、年度当初に目標と指導方針を明確にし、その実現を目指すために、指導計画を作成する（PLAN）、計画に基づいた特色ある取組みを行う（DO）、取組みの評価を行う（CHECK）、そして修正・改善を行う（ACTION）などの学校をマネジメントする手法で、取り組んだことがあげられます。

さらに、平成１６年度の取組みから、気になる生徒には、個別の指導記録票を作成し、情報を共有して、指導方針を立て適時適切な指導を行うことが大変有効であることがわかりました。この手法は、不登校への取組みとして提案されたことですが、生徒指導重点校でも応用でき、問題行動を起こす生徒への指導や中途退学の未然防止に役立ちました。

これらの取組みの柱をもとに各学校がそれぞれの実態を踏まえて取り組んだ事例を次に示します。

５ 効果的な取組みの事例

生徒指導重点校では、前述の取組みを柱に、それぞれ各校の実態に応じた取組みを実施しています。その中で特に効果的であった取組みを紹介します。

取組み例１【校門指導】

１ 取組みの実際

- （１）生徒指導部を中心に、各学年から数名の教員が参加し毎日実施する。
- （２）校門を通過する全生徒とあいさつを交わし、指導の基準に違反している生徒又は気になる生徒に声をかけ、改善について、あらかじめ定められたルールに基づいた指導を行う。
- （３）生徒会やPTA役員とも連携して、一緒にあいさつ運動の部分について協力を得る。

２ 取組みの工夫点・指導のポイント

- （１）指導の基準については、学校や生徒の実態から具体的で明確な基準にする。また、定めた基準については、校門指導だけでなく学校生活の中で行うこととし、全教員で徹底して声をかけるなど具体的な指導を行う。

(2) 服装等の指導だけでなく、生徒の表情や態度等にも留意する。また、指導が必要な生徒については、必ず立ち止まらせて指導する。



(3) 違反や問題行動を指摘しても指導を無視する生徒には、複数の教員で対応し、なお指導を無視する場合は、説諭や別室において自省させるなど特別な指導を行う。

(4) ネクタイやリボン等を学校で準備し、違反者に貸し出す等の工夫をする。

(5) 違反について改善の目途を生徒自身に考えさせ、約束させる。改善できた生徒は、必ず評価し、本人及び保護者へ伝える。

(6) 校門指導終了後、登校していない生徒を確認し、家庭に連絡する。

3 取組みの効果

(1) 全教職員が同じ基準で指導することで、学校のルールを守ろうという行動が自然にできるようになるとともに、生徒の規範意識が高まり、学校が落ち着く。

(2) 毎日継続して指導することで、教職員が生徒の小さな変化に気づくことができる。

(3) 全生徒の様子を把握することができ、学年を超えた教員間で生徒の情報交換が活発に行える。

(4) 授業等を担当していない生徒に対しても声をかけやすくなり、生徒も他学年の教員の話に素直に聞き入れることができる。

(5) 校門指導の様子を地域住民が見ることで、学校への信頼や協力が高まる。

取組み事例2【特別な指導】（別室等を活用した学校反省指導）

1 取組みの実際

(1) 問題行動を起こした生徒に対して、自らを振り返り進級卒業に向けて、意欲的に取り組ませるために特別な指導を行う。特別な指導の形態は次の(2)、(3)のとおり。



(2) 別室反省指導...当該生徒を通常より早く登校させ、清掃活動など身の回りの整理を行い反省の準備をする。始業後、別室の定められた場所で、生徒指導部員による面接（本日の反省の動機付け）、日課にしたがった学習、作業及び反省を行う。

(3) 授業反省指導...別室での反省指導において一定の成果が認められた場合は通常の授業に戻して指導する。教科担任は生徒の学習意欲や授業に臨む態度などを評価し、授業反省指導表に記入する。

2 取組みの工夫点・指導のポイント

(1) 生徒が問題行動を行った場合にどのような指導を行うのかについて指導の方針、内容及び方法について、事前に生徒・保護者に周知し理解を得る。

- (2) 問題行動の事実確認を正確かつ丁寧に実施し、確定した問題行動の事実に基づいて、特別な指導を実施する。
- (3) 生徒の反省状況に応じて、別室反省指導と授業反省指導を繰り返し実施する場合がある。

3 取組みの効果

- (1) 別室指導を実施することで、問題行動が減少し学校全体が落ち着く。
- (2) 教科学習を中心に行うため、学習の基礎・基本が身につく。
- (3) 学校で指導を行うため、保護者の理解が得られやすい。
- (4) 多くの教職員が関わることにより、多面的な指導が出来る。
- (5) 高等学校においては特別な指導の別室反省指導の時間を出席と扱い、授業の欠課時間を増加させないことによって、反省が深まるまで指導を継続することもできる。また、特別な指導が生徒の進級卒業に不利にならないようにすることが大切である。

「生徒指導資料 No.25」(P1～ P3) 及び「生徒指導のてびき 第1部生徒指導ハンドブック」(P103) 参照

取組み事例3【授業の充実へ向けた工夫】

1 取組みの実際

- (1) 授業担当教員は、授業開始前から授業場所に赴き、始業チャイムと同時に授業を開始する。
- (2) 生徒には授業開始までに席などにつかせ、授業に必要な用具をそろえさせ、教科書を読む、本時の学習内容を探る等の授業の準備について具体的な指示を出しておく。
- (3) 全校で教室に、教育目標・目指す生徒像・学習規律等に関わる目標及び生徒の学習の成果を掲示するなど学習に関する目標やルール、成果を常に確認できるようにしておく。
- (4) 生徒一人一人を丁寧に把握することができ、授業規律を確立させるため教室に座席表を掲示する。
- (5) 教科内外を問わず、教員がお互いの授業を参観し合うなど、すべての授業を毎日公開し、学び合うことで授業改善を図る。
- (6) 少人数指導やチームティーチングを実施し、きめ細やかな学習支援を行う。



2 取組みの工夫点・指導のポイント

- (1) 授業者が5分前に教室等授業場所に行くことで「時間を守る」ことのモデルを示す。また、生徒が、互いに時間を守る声かけを行うことを励行させ授業を大切にする意識の定着を図る。
- (2) 教室内の座席については、壁際の列の机を約50cm程度離して壁につけさせない、机の位置を床にテープ等で印をつけるなど工夫し、整然として授業を受けることのできる環境をつくる。

- (3) 校内や保護者，地域へ公開する授業研究会を積極的に行うよう年間計画を立てる。
- (4) 教員間では，お互いに日常的に授業を公開する方針を決めておき，生徒指導主事等は日頃から積極的に授業を参観する。
- (5) ティームティーチングの授業では，互いの役割を明確にした授業計画を立てるとともに，授業の理解が不十分な生徒への対応についても具体的に計画しておく。

3 取組みの効果

- (1) 教員が，授業開始前に教室にいと，授業開始時間が守られ，生徒に授業と休憩との区別も促すことができる。
- (2) 目標や学習成果を教室に掲示することで生徒の学習意欲に好影響を与える。
- (3) 生徒の集中力が高まるとともに，学習規律の指導が容易になる。
- (4) 授業を公開し指摘し合うことで，教員間で授業の技術を学びあい，授業改善が図られる。
- (5) 少人数指導やティームティーチングで，生徒の状況に応じたきめ細やかな指導が行われ，生徒が授業が分かる喜びを味わうことができ学習意欲が高まる。

取組み事例 4 【学習の支援】

(チューター制：進級・卒業に向けた単位不認定見込みがある生徒への支援制度)

1 取組みの実際

- (1) 単位不認定見込みの科目がある生徒(以下，「被支援生徒」という。)を対象として，家庭学習習慣や意欲的な学習態度を身に付けさせるよう全教員が組織的・計画的に支援し，定められた教育課程における単位修得を目指す。
- (2) 全ての教員が，一人当たり 2 ～ 4 人の被支援生徒の担当(以下，「チューター」という。)となる。
- (3) チューターと被支援生徒の関係は，教科・部活動顧問などの関係を考慮しない。チューターは，年度途中で変更しない。
- (4) 被支援生徒は，成績不振科目の授業時に受け取った課題を，その日のうちに家庭で終わらせる。
- (5) 被支援生徒は，原則として翌朝の S H R 前，前日に与えられた課題の成果並びに，チューターの所見及び保護者の感想を記入する所定の様式(以下，「学習記録用紙」という。)をチューターに見せ，チェックを受ける。
- (6) 被支援生徒は，課題の成果を，当該科目の授業で，教科担任に提出する。
- (7) 教科担任は，放課後等を利用して，定期的に被支援対象の小テストを実施し，学習内容の定着を図る。



- (8) 被支援生徒は、日々の学習を学習記録用紙に記入し、各自で準備したファイルに学習成果物とともに綴じていく。
- (9) 教科担任は、課題の提出状況や授業時の学習態度等についてパソコンを活用して記録し、定期的に担任・チューターに報告する。

2 取組みの工夫点・指導のポイント

- (1) 該当生徒を集め、取組みの概要及び取組み手順を説明し、チューターを紹介し、互いに認知する。チューターは、できるだけ担当する生徒との人間関係をつくるよう配慮し、親和的に取り組む。
- (2) この取組みについて、保護者に文書で説明し、あらかじめ家庭学習・提出物などについて家庭の協力を求めておく。
- (3) チューターは担当の生徒の様子を細かく把握し、適宜、担任及び学年担当責任者に報告をする。
- (4) チューターから報告された情報は、生徒指導部だけでなく教務部、進路指導部、学年会などと共有し、指導方針や指導計画に取り入れて組織的に取り組む。
- (5) チューターは、担当する生徒の状況をできるだけ細かく保護者に連絡し、保護者の協力を引き出す。

3 取組みの効果

- (1) 対象となった殆どの生徒は、定められた科目の単位を修得し、進級・卒業が認定された。
- (2) 教職員と生徒のランダムな組み合わせにより、新たな人間関係が生まれ、生徒や保護者は、多くの教員から支援されているという気持ちを持った。
- (3) 指導と連携を通じ、教員と生徒、保護者、教員同士の信頼関係が生まれた。生徒と保護者は、学校の指導は支援であるという気づきにつながり、教員は、支援すれば生徒は応えてくれるという指導方法に対する自信が深まった。
- (4) この取組みを通して学習習慣が定着し、授業、学年末考査等に意欲的に取り組み、進級・卒業につながり、中途退学の未然防止となった。

取組み事例5【地域の協力を得た活動】（花いっぱい運動）

1 取組みの実際

- (1) 園芸関係の授業、総合的な学習の時間、特別活動の時間及び課外活動を活用して花づくりを行い、校内や通学路に花を飾り、花いっぱいの学校にした。
- (2) 学校敷地内に、園芸農園を整備し地域住民と生徒が協力して花や農作物を植え、育てる世話をした。
- (3) 生徒が育てた花をプランターで学校への通学路等に置き、「花の道」と名付け、地域住民とともに世話をした。
- (4) 福祉施設等へ生徒が育てた花を届けるなどの施設との交流も行った。



2 取組みの工夫点・指導のポイント

- (1) 全校生徒が、花や農作物を植え育てることに何らかの形で関わりを持つよう

役割分担を行い、責任を持たせる。

- (2) 生徒自ら地域へ花を届け、大切にしてもらうようお願いをする。
- (3) 生徒自身が地元商店街と連携を取り、プランターの設置について話し合いを行う。
- (4) 生徒の取り組みへの意欲を向上させるため、地域住民による花いっぱい運動の評価を定期的に行い、機会あるごとに生徒にフィードバックする。

3 取り組みの効果

- (1) 地域の方々に花を届けたり、通学路等を花で飾ったり、感謝の言葉をかけられたりする中で、生徒は、地域に貢献しているという自己効力感や自己存在感が高まり、意欲が育ち、学習や学校生活の充実につながった。
- (2) 花や農作物の世話をすることによって、命の大切さなどを実感し、人や物を大切に思う思いやりの心が育ち、暴力行為、いじめ、中途退学等の減少につながった。
- (3) 地域住民等から感謝され、生徒は、人の役に立つ体験ができた。この経験が、地域の行事に参加したりボランティア活動に参加する生徒を増やし、さらに学校生活にも積極さと明るさが増すなど好循環を生んだ。
- (4) 校内にゴミが散乱している状態から、花のあふれる学校へと劇的に変化したことで、多くの生徒が、清潔で美しいことは、爽快な気持ちになることに気づいた。さらに、学校を大切にしようとする気持ちや所属校への誇りが芽生え、学習環境を整えようとする自主的な行動につながり、言動に落ち着きが出てきた。
- (5) 地域住民が、花であふれる学校や通学路を日常的に見ることで、学校に対する信頼を深め、学校へ積極的に協力するようになった。
- (6) 全国花いっぱいコンクール学校の部で最優秀賞を何年も続けて受賞したことで、生徒が、自分たちの活動に自信をもち、さらに積極的な取り組みにつながった。

取り組み事例6【生徒作品の校内展示】

1 取り組みの実際

- (1) 授業や課外活動で、生徒が制作した作品を校内に掲示した。
- (2) 展示する場所は、教室、特別教室、少人数指導の教室、廊下、階段踊り場等、校内の生徒等に多く目に触れる場所を工夫した。
- (3) 作品には必ず製作者の生徒名を入れ、適宜作品を入れ替えた。

2 取り組みの工夫点・指導のポイント

- (1) 責任感を持たせると同時に、作品を大事にする心を育てるために、掲示の担当生徒名、担当教職員名を掲示場所に表示する。



(2) 見易く、作品が大事にできるよう掲示方法を工夫する。

絵画等は額に入れたり、台紙をつけたりする。

長期にわたる掲示物、他の生徒が触れる可能性のある場所での掲示にはラミネートをかけるなどして保護する。

(3) 空き教室の左右、後ろの壁面等を活用して、授業で作成した作品を掲示し、学習を振り返ることができるようにする。

3 取組みの効果

(1) 学習する環境が整い、意欲的に授業に臨むことが出来る。

(2) 作品を他の生徒、教科担当以外の教員から評価されることで、自己肯定感が高まり、学習意欲が増す。

(3) 他の生徒の良さを知ることができ、他者理解が進む。

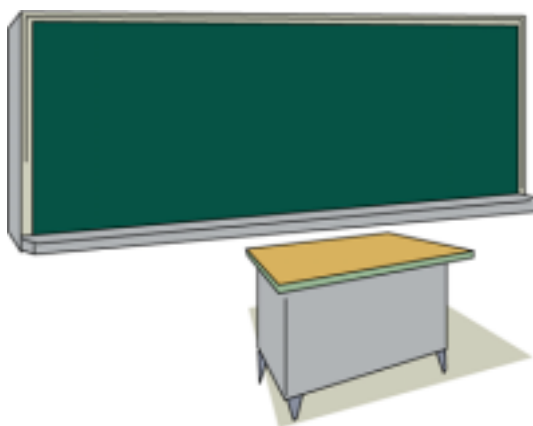
(4) 保護者が来校した際に、子どもの様子がわかり学校教育への信頼感が増す。

6 まとめ

生徒指導重点校の取組みは、大変大きな成果を上げることができました。今、生徒指導重点校の取組みを改めて振り返って見ると、奇抜なことや特別なことを行っているわけではありま

せん。「1(2)取組みの柱」や「5効果的な取組みの事例」で紹介した事例について考えてみると、日常の地道な教育活動の積み重ねであることが分かります。

この指導資料で紹介した生徒指導重点校の取組みには、組織としての明確な方針による指導及び一人一人の教員による生徒個々への深いかわりの指導のノウハウが



多く含まれています。また、それぞれの取組みには、「学校の教育活動そのものを充実させることを学校経営の基本に置く」という考え方が基盤となっていることが特に大切であると考えられます。

このような基本的な考え方がしっかりしていたからこそ、各生徒指導重点校の教職員がそれぞれのベクトルを揃え、それぞれの立場で責任を全うし、生徒、保護者、地域を巻き込むことができ、結果として、大きな成果を

あげることに繋がったと捉えています。

各学校においては、これら生徒指導重点校の取組みを参考にして、各学校の実態に応じて何ができるか検討し、工夫して生徒指導上の諸問題の解決図り、「児童生徒が安心して通え、生き生きと学習できる学校づくり」に取り組んでいただきたいと思います。

いじめの問題への取組みの徹底のために

広島県教育委員会

1 はじめに

いじめにより、児童生徒が自らの命を絶つという痛ましい事件が、相次いで発生している。

いじめは、児童生徒の命にかかわる問題であり決して許されることではない。

いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものである」との認識に立ち、いじめを許さない学校づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。

そのためには、各学校において、いじめの問題の重大性を改めて認識し、組織的な取組みが行われるよう総点検を実施し、いじめの問題への取組みについて更なる徹底を図る必要がある。

2 いじめについて

文部科学省は、平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、「個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。また、『いじめ』とは、『当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。』であり、起こった場所は学校の内外を問わない」としている。

3 いじめに関する認識について

いじめの問題への対応に当たっては、次に示すいじめに関する認識を持ち、誠実に取り組むことが大切である。

(1)「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つこと

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという認識に立ち、毅然とした態度で指導すること。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

(2)いじめられている子どもの心に寄り添った指導を行うこと

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発するサインをあらゆる機会を捉えて鋭敏に察するよう努めること。その際、いじめであるか否かの判断は、あくまでもいじめられている子どもの認識の問題であるということを銘記し、表面的・形式的な判断で済ませることなく、いじめられている子どもの立場に立って細心の注意を払い、心に寄り添う指導を行うことが不可欠である。

加えて、いじめはどの子にも、どの学校でも起こり得るという認識を持つことが大切である。

(3)家庭教育が果たす役割

いじめの問題の未然防止のためには、家庭教育も極めて重要な役割を担っている。家庭の中での深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話やふれあいを通して良好な人間関係の基盤づくりが行われる。併せて、善悪の判断などを身に付けさせることも重要である。



(4)学校教育が果たす役割

一般に、いじめは学校生活において、弱い者、集団とは異質なものを攻撃したり排除したりする傾向の中で発生することが多いことから、個性や差異を尊重する態度やその基礎となる適切な価値観を育てる指導の徹底とともに、道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

(5)家庭、学校、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること

いじめの解決に向けて関係者の全てが、子ども一人一人の豊かな成長への願いを共有しながら、それぞれの立場から一体となって取り組み、その責務を果たすとともに、地域を挙げた取組みも急務である。



4 いじめの状況

(1) いじめの発生状況

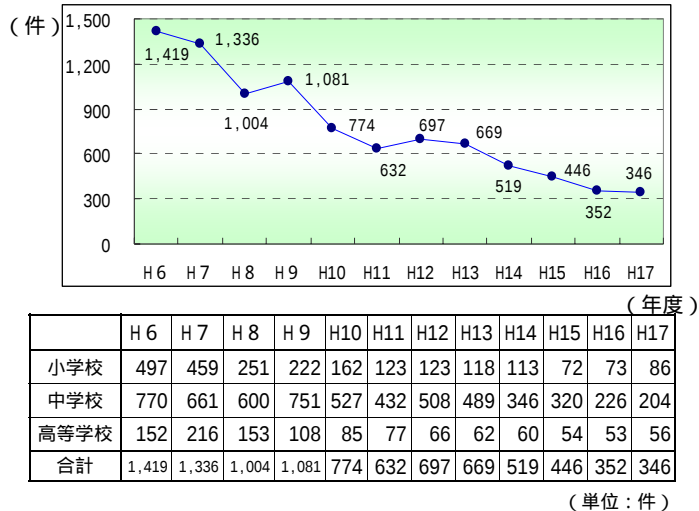


図1 小・中・高等学校におけるいじめ発生件数の年次推移

ア 小・中・高等学校のいじめ発生件数は、平成6年度の1,419件をピークとして概ね減少傾向である。

イ 小・中・高等学校の合計では、平成6年度の75.6%減(1,073件減)で約4分の1となっている。

ウ 平成17年度の前年度比較

- 小学校は17.8%(13件)増加
- 中学校は9.7%(22件)減少
- 高等学校は5.7%(3件)増加
- 小・中・高等学校の合計は、1.7%(6件)減少

(2) 学年別の状況

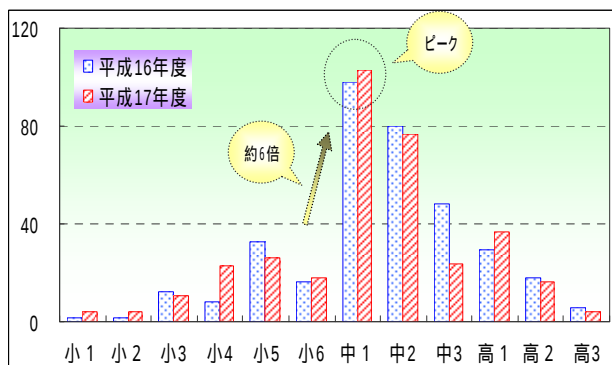


図2 学年別発生件数(平成16・17年度)

いじめの発生件数は、小学校1年生から5年生まで増加している。また、小学校6年生で減少するものの、中学校1年生(ピーク)で大きく増加(6.4倍)し、その後学年が進むにつれて減少していることなどから、小学校段階から、「いじめは絶対許されない」との認識に立った指導を徹底し、他者の痛みのわかる児童の育成

が大切である。

さらに、中学校においては、入学時にいじめは許されない行為であることを全生徒へ指導するとともに、いじめなどの問題行動への指導方針などについて徹底することが大切である。

児童生徒の発達段階に応じて、思いやりや人とのふれあいのすばらしさを体験させ、いじめを許さない学校づくりを進めていくことが大切である。

(3) いじめの態様

いじめを早期に発見するためには、どのような行為が行われているのかを把握する必要がある。

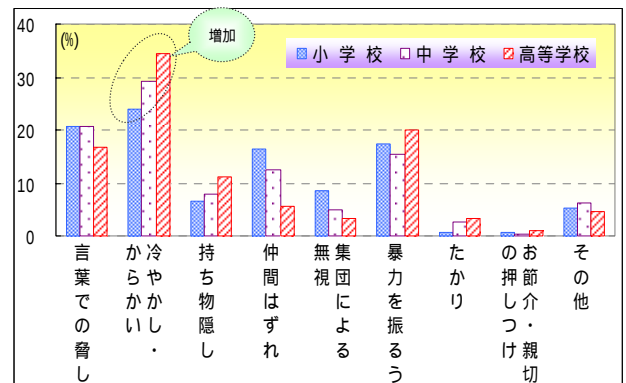


図3 いじめの態様(平成17年度)

ア 小・中・高等学校とも、「冷やかしかい」の構成比が最も高い。

イ 小・中学校では、続いて「言葉での脅し」「暴力を振るう」が高くなっている。

ウ 高等学校では、「暴力を振るう」「言葉での脅し」が高くなっている。

エ 「冷やかしかい」「言葉での脅し」「暴力を振るう」の占める割合が、小学校では、62.3%(前年度比3.0ポイント増)、中学校では、65.4%(前年度比3.6ポイント減)、高等学校では、71.1%(前年度比7.5ポイント増)となっている。

(4) いじめの発見のきっかけ

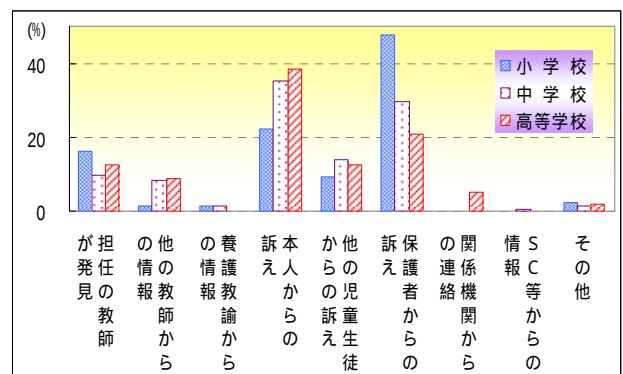


図4 いじめの発見のきっかけ(平成17年度)

- ア いじめの発見のきっかけを見ると、小学校では、「保護者からの訴え」が最も高く、「他の教師からの情報」が低い。
- イ 中学校・高等学校と進むにつれて、「本人からの訴え」が増加している。
- ウ 小・中・高等学校とも、「他の児童生徒からの訴え」の構成比が低い。

5 いじめ発見のポイント

いじめの問題を解決するためには、いじめの兆候にいち早く気づき、早期に対応する必要があります。学校や家庭で注意しておきたい「いじめのサイン」としては、次のようなものがあげられます。

次の例に示すようなサインが見られた場合は、いじめが存在している可能性があります。きめ細かな注意を払い、実態の把握に努める必要があります。

(1) 学 校

登下校時

理由もなく、一人で朝早く登校する。
一緒に登下校する友人が変化する。
教職員と視線を合わさないようになる。
元気がなく浮かぬ顔をする。挨拶をしなくなる。
登校手段が変化する。
(自転車通学から徒歩に変わる。)
特に用事もない(と思われる)のに、教職員に近づいてくる。

朝の学級活動、ショートホームルーム

体調不良(頭痛、腹痛、吐き気等)を訴える。
欠席、遅刻、早退の理由を明確に言わない。
提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
担任等教職員が教室に入室後、遅れて入室する。
表情が暗く、どこことなく元気がない。



授業中

発言すると、嘲笑されたり、はやし立てられたりする。
授業道具等の忘れ物が目立つ。
決められた座席と違う場所に座っている。
周囲の状況に関らず、一人でじっとしている。
教科書、ノート等に落書きが目立つ。
他の児童生徒から発言を強要されたり、突然個人名が出されたりする。

球技の際にパスされなかったり、パスが集中したりする。

課題等を代わりにやらされる。

特定の児童生徒の机と距離を離す。

休憩時間・昼食時

ジュース、パン、菓子類を買いに行かされる。
一人でいることが多く、集団での行動を避けるようになる。

給食、弁当等を一人で食べることが多い。
衣服に汚れや破れが見られ、手足や顔等にすり傷や打撲のあとがある。

お金や物品の受け渡し

しを行っていることがある。

遊びと称して、友人とふざけあっているが、表情が暗い。



帰りの学級活動、ショートホームルーム、放課後

持ち物がなくなったり、掲示した作品などにいたずらがある。

班ノートや学級(ホームルーム)日誌に何も書かなくなる。

みんなが帰宅する前に一人急いで帰宅する。

または、みんなが帰るまで帰宅したがない。

靴や傘等が隠される。

教職員の近くから離れようとしめない。

(2) 家 庭

態度やしぐさ

家族との対話を避けるようになる。

受信した電子メールをこっそり見たり、電話が鳴るとおびえたりする様子が見られる。

部屋に閉じこもり、考え事をする。家族とも食事をしたがない。

感情の起伏が激しくなり、動物やもの等に八つ当たりする。

帰りが遅くなったり、理由を言わずに外出したりする。

用事もないのに、朝早く家を出る。

服装、身体・体調

衣服に汚れや破れが見られ、手足や顔等にすり傷や打撲のあとがある。

自分のものではない衣服(制服)を着ている。

学校に行きたくないと言い出したり、通学時間になると腹痛等身体の具合が悪くなる。

食欲不振、不眠を訴える。



学習

学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
成績が低下する。

持ち物、金品

家庭から品物、お金がなくなる。あるいは、使途のはっきりしないお金を欲しがる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きがあったりする。

交友関係

口数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる。
無言等の不審な電話、発信者の特定できない電子メールがあったりする。
急に友達が変わる。

6 いじめの問題の解決に向けて

いじめは、決して許されないことであり、学校教育に携わるすべての関係者一人一人が、改めてこの問題の重大性を認識するとともに、次の点を踏まえ、適切に対応する必要がある。

(1) いじめの早期発見・早期対応

ア いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という認識のもと、児童生徒等の小さなサインを見逃さず、いじめの早期発見に努める。

イ 学校等における相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備するとともに、日常的教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒間の共感的な人間関係づくりに努め、児童生徒との絆を深める。

ウ いじめが生じ

た際には、学級担任等の特定の教職員が抱え込むことなく、学校全体で情報を共有化し、共通理解と役割分担を明確

にしてチームで対応するなど組織的な対応を行う。

エ 事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等から正確かつ迅速な情報収集を行い、事実関係を把握する。

オ いじめの問題については、学校のみで解決しようとせず、速やかに保護者及び関係

機関、教育委員会と適切な連携を図る。

カ 保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾けるとともに、迅速に対応し、学校全体で取り組む。

キ 学校におけるいじめの指導方針及び指導計画等の情報については、保護者や地域へ積極的に公表し理解を得る。

ク いじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意し、事実を隠蔽することがないよう正確な情報提供を行い、保護者や地域の信頼を確保する。

(2) いじめを許さない学校づくり

ア 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒に徹底する。特に、いじめを行う児童生徒に対しては、特別な指導や学校教育法第26条にもとづいた出席停止(義務教育)等の措置も視野に入れ、毅然とした対応を行う必要がある。

イ いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。

ウ いじめを許さない学校、学級(ホームルーム)づくりを進めるためには、教職員が児童生徒一人一人をかけがえのない存在ととらえ、指導することが大切である。

エ 教職員の言動が児童生徒に大きな影響を与えること

を十分認識し、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりする

ことがないように自覚ある言動に努める。

オ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、指導により解決したと即断することなく、その後も継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

(3) 望ましい集団づくり

いじめは、集団の中で行われ、加害者と被害者だけではなく、いじめを見てはやし立てたり喜ぶ観衆、その背後で見て見ぬ振りをしたり、自分に被害が及ばないように知らない振りをする傍観者という4層構造になっている。



いじめの問題の解決には、加害者への厳しい指導はもちろん大切であるが、観衆や傍観者もいじめを助長している存在であることを児童生徒に認識させ、いじめを生まない、いじめを自ら解決しようとする望ましい集団づくりを行うことが重要である。

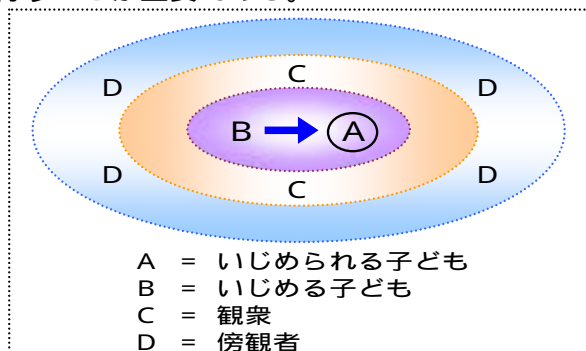


図5 いじめの構図

そのための一方策としては、クラス全体に「いじめは許されない」との認識を持たせ、いじめを注意する正義感やいじめの事実を教職員に相談することは、正しい行為であると指導することが大切である。

7 いじめの問題の取組みに対する教職員の在り方

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立ち日々の教育活動にあたること。
- (2) いじめられている子どもの立場に立った指導を行うとともに、いじめられている児童生徒を守り通す姿勢を示すこと。
- (3) 教職員の言動がいじめの発端となる場合があることを十分認識し、児童生徒、保護者、地域の信頼が得られるよう、教職員としての自覚と責任を持った指導を行うこと。
- (4) いじめに対する学校の指導方針の周知や日常の児童生徒の状況等について、積極的に家庭と連携をとること。
- (5) いじめ等の訴えが児童生徒、保護者等からあった場合は、まず謙虚に耳を傾けるとともに、事実関係の把握を正確かつ迅速に行うこと。
- (6) いじめの問題の解決に当たっては、教職員等が一人で抱え込むことなく、報告、連絡、相談、確認を確実にし、決して隠すことが



ないように対応すること。

- (7) いじめをはじめとする問題行動等に対しては、あらかじめ定めている指導基準に基づき、「してはいけない事はしてはいけない」と毅然とした粘り強い指導を行うこと。
- (8) 児童生徒が教職員に悩み等を打ち明けられるような、信頼される人間関係作りを積極的に行う。

8 終わりに

いじめを未然に防止するためには、「いじめは許されない行為」とであることを児童生徒の心に持ち続けさせ、定着させる指導を行うことが重要である。

そのためには、発達段階に応じた継続的な指導が大切である。また、いじめがなぜいけないのかを教職員が本気で自らの生き方や思いを語ることで、児童生徒にいじめは許されない行為であることを内面化することができる。

さらに、教職員はいじめに悩んでいる児童生徒のサインを早期に察知し、加害者と正面から向き合い厳しく指導するとともに、被害者を教職員が守りきることが大切である。



【参考】に示す「1 チェックリスト(いじめの問題の取組みについてのチェックポイント)」や「2 指導の進め方と留意点」等を参考にして、いじめの未然防止と発生後の適切な対応が組織的に行われる生徒指導体制の確立が重要である。

【注】図2から図4について、高等学校定時制課程の4年生は3年生に、特殊教育諸学校は各学校種の各項目に含めて集計している。

【参考文献】

- (1) 文部科学省「いじめの問題への取組の徹底について（通知）」
平成18年10月19日
- (2) 森田洋司・清水賢二「新訂版 いじめー教室の病いー」
金子書房 平成6年

【参考】

1 チェックリスト

いじめの問題の取組みについてのチェックポイント

指導体制

教育指導

早期発見・早期対応

家庭・地域社会と連携

項目	十分できている	できている	不十分である	できていない
(1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践を行っているか。				
(2) いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。				
(3) いじめをはじめとする問題行動等に対しては、あらかじめ定められている指導基準に基づき、「してはならない事はしてはならない」と毅然とした粘り強い指導を行っているか。				
(4) いじめられている子どもの立場に立った指導を行うとともに、いじめられている児童生徒を守り通す姿勢を示しているか。				
(5) いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談・確認を確実にし、学校全体で対応する体制が確立しているか。				
(6) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識をもって指導に当たっているか。				
(7) 学校全体として、校長をはじめ各教職員がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。				
(8) 道徳や学級（ホームルーム）活動の時間はいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。				
(9) 学級（ホームルーム）活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。				
(10) 児童生徒の幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。				
(11) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。				
(12) いじめを行う児童生徒に対しては、特別な指導計画による指導のほか、状況によっては、出席停止（義務教育）や警察との連携による措置も検討し入れた、毅然とした対応を行うこととしているか。				
(13) いじめられる児童生徒に対して、心のケアやさまざまな弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行っているか。				
(14) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。				
(15) 部活動における生徒同士の人間関係等を積極的に把握し、生徒同士が良好な関係が築けるよう指導しているか。				
(16) 授業規律を確立するために指導方針や指導基準を明確に示して、全教職員で取り組んでいるか。				
(17) 教職員は、日常の教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。				
(18) 児童生徒の生活実態について、きめ細かく把握に努めているか。				
(19) 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。				
(20) いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。				
(21) いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域関係機関と連携協力を行っているか。				
(22) 校内に児童生徒の悩みや要望を受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。				
(23) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。				
(24) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センター等の専門機関との連携が図られているか。教育センター、児童相談所、児童福祉施設等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。				
(25) 児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドラインに基づき適切に取り扱われているか。				
(26) 学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得られるようにしているか。				
(27) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。				
(28) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。				

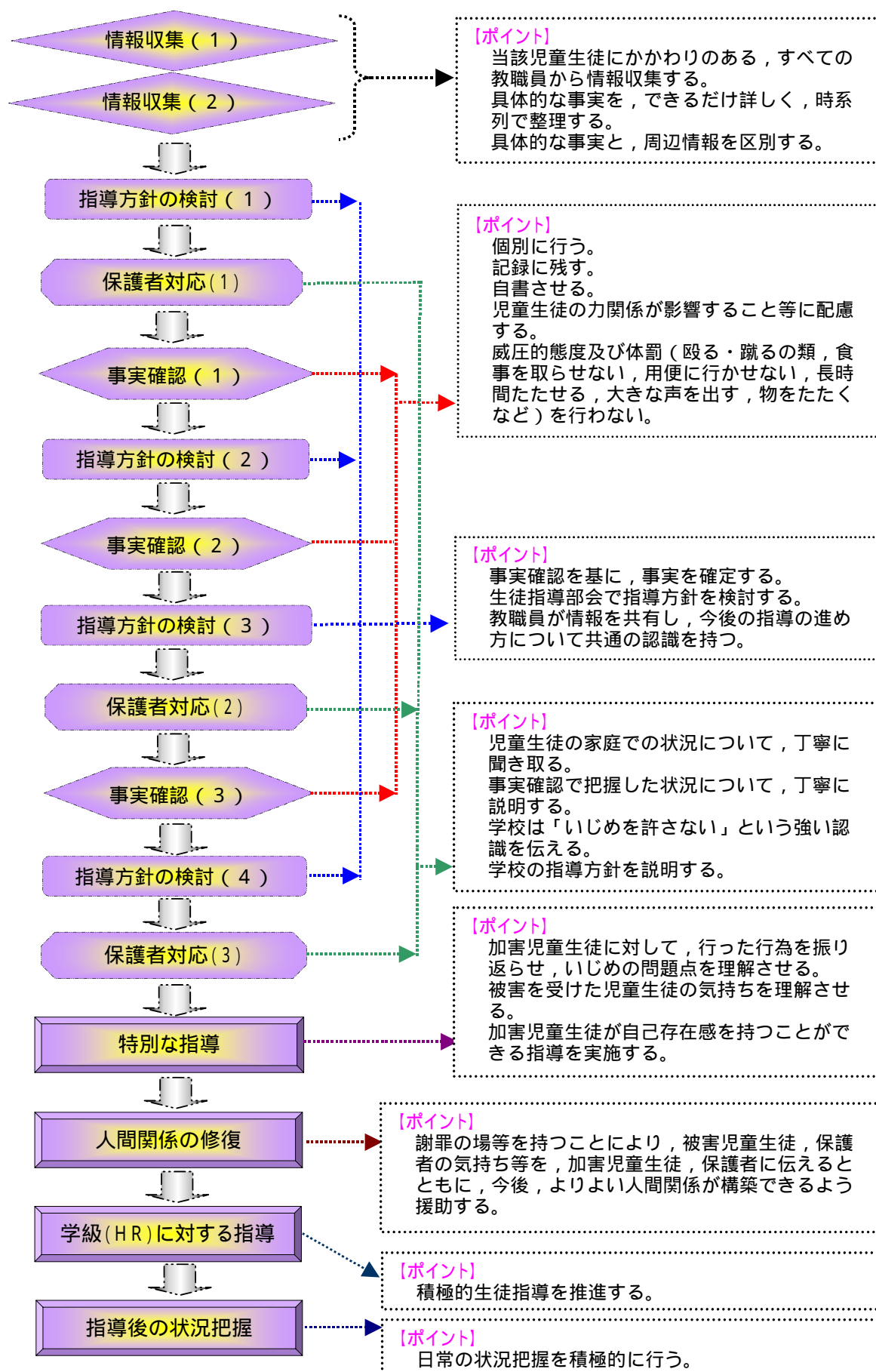
2 指導の進め方と留意点

いじめへの対応はスピードが大切！しかし、拙速な対応は事態を悪化させる！

指 導 モ デ ル			留 意 点
	情報収集 (その1)	発見した教職員が状況を報告， 整理	状況等を管理職及び生徒指導主事等に， 報告する。 できるだけ具体的に，事実を整理する。
	情報収集 (その2)	複数の教職員から情報を収集	担任，副担任，教科担任，養護教諭，ク ラブ担当教員，部活動顧問等から情報収 集する。
	指導方針の検討 (その1)	生徒指導部会の開催	教職員からの情報を基に，今後の対応方 針を検討する。
	保護者対応 (その1)	被害児童生徒の保護者への対応	被害児童生徒の保護者に対し，現時点で の状況と今後の指導について説明する。
	事実確認 (その1)	被害児童生徒からの聞き取り	時間，場所，状況等に配慮する。 徹底して守り通すという毅然とした態度を 示す。 心情に寄り添いながら，具体的な事実と ともに，思いを丁寧に聞き取る。
	指導方針の検討 (その2)	生徒指導部会の開催	教職員からの情報，被害児童生徒からの 事実確認を基に，今後の対応及び指導方 針を検討する。
	事実確認 (その2)	周囲の児童生徒からの聞き取り	被害児童生徒の状況，人間関係に十分配 慮して行う。
	指導方針の検討 (その3)	生徒指導部会の開催	周囲の児童生徒からの聞き取りを基に， 事実を整理する。
	保護者対応 (その2)	被害児童生徒の保護者への対応	いじめの状況，指導方針等の説明及び家 庭の状況についての聞き取り。
	事実確認 (その3)	加害児童生徒からの聞き取り	被害児童生徒，教職員等からの聞き取り を基に，事実確認を行う。
	指導方針の検討 (その4)	生徒指導部会の開催	加害児童生徒からの事実確認を基に，今 後の対応及び指導方針を検討する。
	保護者対応 (その3)	加害児童生徒の保護者への説明	確定した事実とともに，学校としての指 導方針を説明する。
		被害児童生徒の保護者への説明	学校の取組み状況についての説明と，当 該児童生徒の学校での様子について説明 する。
	特別な指導	加害児童生徒に対する，毅然と した指導	指導方針に従って実施する。
	人間関係の修復	謝罪の場等の設定	被害児童生徒保護者と連携し，意向を反 映させる。
	学級（ホームルー ム），に対する指導	いじめのない学級（ホームルー ム）づくり	被害及び加害児童生徒だけの問題として 捉えるのではなく，周りでいじめをはや し立てたり，見て見ぬふりをしたりした 児童生徒の指導を行う。 いじめを許さない望ましい集団づくりを 行う。
	指導後の状況把握	加害被害児童生徒の状況把握	当該児童生徒との面接，保護者との連携， 授業での状況等を把握する。

いじめ発覚時の指導の進め方と留意点

「いじめられている児童生徒を必ず守る！」「事実関係の把握は迅速かつ正確に！」



携帯電話等IT機器の適切な使用に関する指導の在り方について

広島県教育委員会

1 はじめに

昨今、情報化の進展は著しく、日常生活においてもインターネットや携帯電話等によってライフスタイルが大きく変化してきている。

しかしながら、情報化社会が進むにつれて、コンピュータに関連する詐欺・窃盗・横領や不正アクセス、非合法な情報の売買や公開等のハイテク犯罪も発生している。



さらに、児童生徒がいわゆる出会い系サイトなどのインターネット上の有害な情報に携帯電話からアクセスし、事件に巻き込まれたり、掲示板等にいじめにつながる中傷を書き込んだりするなど、児童生徒が被害者にも加害者にもなるケースが発生している。

そのため、学校、家庭、地域が一体となって、携帯電話等IT（*1）機器の適切な使用などに関する指導に努め、児童生徒の健全な育成に向けて、取り組む必要がある。



2 携帯電話等について

（1）携帯電話の機能について

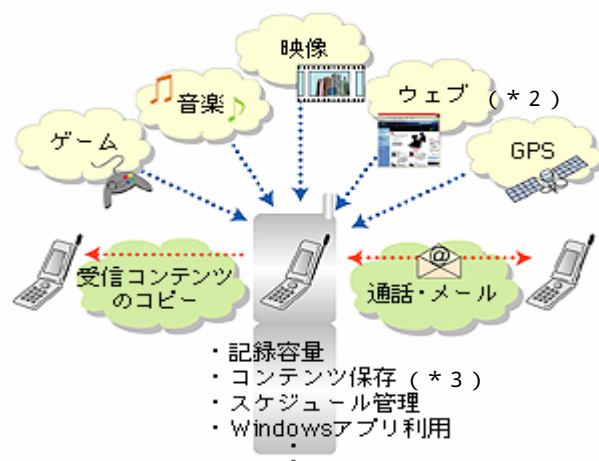


図1 携帯電話の機能の高度化
（平成18年度版 情報通信白書より抜粋）

携帯情報通信端末には、携帯電話をはじめとして、デジタル・オーディオプレーヤー、ノートパソコン等様々な端末があり、現在こ

れらの端末については、次世代の携帯情報通信端末へ向けて、各種機能の集積と融合が進んでいる。

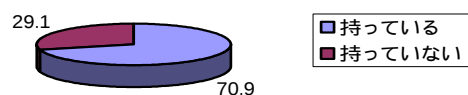
特に、携帯電話は、図1に示すように、通話やメールだけでなく、パソコンと同様のインターネット機能を持つなど、高機能化が進んでいる。

（2）中・高校生の携帯電話の利用状況について

ア 携帯電話所持率

携帯電話所持率

（あなたは、自分の《自分が自由に使える》携帯電話を持っていますか）



調査対象（中学生 969人、高校生 1,302人）

図2 中高校生の携帯電話所持率

携帯電話
所持率
（70.9%）

中学生	男子	32.2%
	女子	42.3%
高校生	男子	94.2%
	女子	98.0%

（「少年のインターネット利用に関する調査研究報告書」—平成17年度青少年問題調査研究—警察庁生活安全局少年課から抜粋）

小学生の約3割が所持しているという調査もある。（「携帯電話と子どもたち」警視庁）

中学生では、女子の所持率が高い。

高校生では、男女とも90%以上の生徒が所持している。

イ メール送信回数

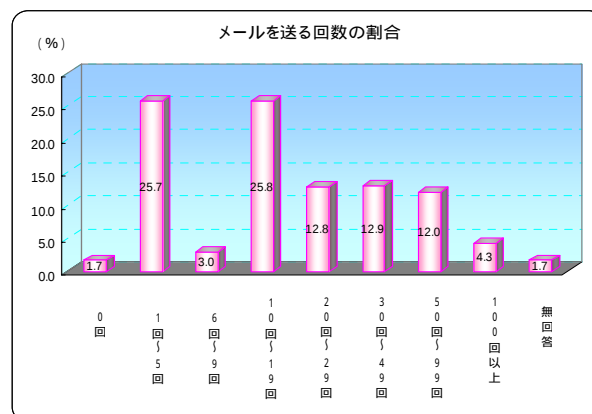


図3 メールを送る回数の割合

一日10回以上
メール送信する
ものの割合

中学生	男子	65.0%
	女子	71.1%
高校生	男子	64.2%
	女子	72.0%

(「少年のインターネット利用に関する調査研究報告書」—平成17年度青少年問題調査研究—警察庁生活安全局少年課から抜粋)

自分の携帯電話を持っていると答えた生徒に、携帯電話で1日に送るメールの回数をたずねた結果、図3に示すように、中・高校生全体では「10回～19回」が25.8%、ついで「1～5回」が25.7%となっている。

ウ 携帯電話・PHSの月額平均利用料金
携帯電話及びPHSの利用料金の内訳を見ると、パケット料金(*4)の支払額が通話料金の支払額を上回っている。特に、図4に示すように、この傾向は年齢別では10代、性別では女性に顕著となっている。

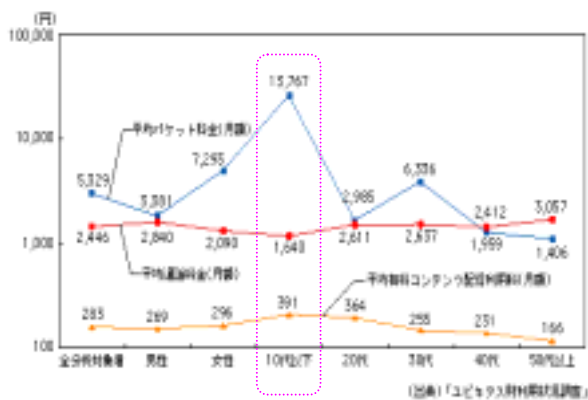


図4 携帯電話・PHSの月額平均利用料金
(平成18年度版 情報通信白書より抜粋)

3 携帯電話等が児童生徒にもたらす影響について

(1) 携帯電話等のメリット・デメリットについて

携帯電話等は、いつでもどこでもインターネット等の個人的な利用が可能となっている。インターネットは、個人の情報収集力やコミュニケーション能力を向上させ、目的実現の行動を最適化、効率化させる特性を持っている。



このように、携帯電話には、私たちの生活を豊かにするメリットがある一方で、児童生徒が犯罪等に巻き込まれたり、保護者や教職員が知らない間に、有害情報等にアクセスしたりするなど、児童生徒の健全な育成を阻害するデメリットがある。

児童生徒への指導にあたっては、メリットとともに、デメリットについても十分認識させる必要がある。

メリット

- ・ 緊急時に連絡が可能である。
- ・ コミュニケーションが容易にとれる。
- ・ インターネットに接続できる。

デメリット

- ・ 犯罪に巻き込まれたり、逸脱行動や犯罪に走ったりする契機となる。
- ・ 出会い系サイトなどを通じて、子どもたちが深刻な被害に遭う可能性がある。
- ・ サイトへの誹謗中傷等の書き込みにより、いじめの温床となる可能性がある。
- ・ メールやりとりなどにより、過度にのめり込む可能性がある。

(2) 携帯電話等が児童生徒にもたらす問題について ~デメリット~

ア 児童生徒が違法・有害な情報を入手することができること

違法・有害情報の例

覚せい剤、睡眠薬等の販売に関する情報
自殺の方法に関する情報や、自殺の仲間を募る情報
出会い系サイトなど児童生徒を犯罪に巻き込む情報

イ 児童生徒が加害者にも被害者にもなる危険性が高まること

- 違法・有害情報により児童生徒が重大な影響を受ける危険性

逸脱行動の例

「みんなやっている」「被害者も喜んでいる」等、性暴力を肯定する描写に触れた場合、性衝動を性暴力として行動化していく可能性があること。

児童生徒が、自殺の方法に関するサイトなどをきっかけに、オーバードーズ(薬の過剰摂取)、リストカット等の危険な行為に走る。

- 出会い系サイトなどを通じて、児童生徒が福祉犯被害に巻き込まれるおそれ

出会い系サイト等を通じた成人男性との接触による被害例

15歳の少女は、遊ぶ金が欲しかったことやトラブルが発生しても一人ではないので安心だと思ったことから、援助交際を行っているグループに参加した。

同グループでは、大学生の男が出会い系サイトに援助交際を誘引する書き込みを掲示する方法で、多数の相手を募るとともに、各人の分け前を増やそうとしたため、同女は1ヶ月間に約80人との売春を強いられた。

- 児童生徒の携帯電話の悪用による被害の深刻化

携帯を悪用したいじめ等の現状

相手の気持ちを考えずに、誹謗中傷等をメールで仲間内に配信して、相手を深く傷つけるなどのいじめに発展する。

児童生徒が他の児童生徒に暴行し、その状況を携帯電話のカメラで撮影し、メールで配信するなど被害が拡大・深刻化する。

- ウ 児童生徒の成長にとって好ましくない結果が生じることが懸念されること

懸念される児童生徒の行動例

携帯電話がないと落ち着かない、携帯電話を抱いて寝る、携帯電話をとめられた途端にパニックになる。

友人からのメールに返信しなければ、相手の感情を損ねるなどの不安から、即応することによって、多く時間を費やしてしまう。

メールの内容を誤解したり、返信がないことに腹を立て、仲違いしたりするなど、人間関係を損ねてしまう。

(参考)「ちょっと待って、ケータイ」リーフレット(文部科学省)では、「ケータイいじめ」「チェーンメール」「詐欺・脅迫」「出会い系サイト」「ワンクリック詐欺」などについて、具体的な事例をあげ、解説やアドバイスが掲載されていますので、参照してください。

(小学校6年生以上を対象)

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/07011204.htm

コラム「ケータイメール」

- 1 中高校生に対して、次の項目を「どうやって相手に伝える?」という問いに対して、すべての項目で「メールで」の割合が、「会って話す」に次いで高くなっている。



中高校生2,891人対象

調査項目は朝日新聞社が作成し、バンダイネットとVIBE、東急エージェンシーが共同で調査したもの。

- 2 「変わる自習室の役割(携帯メールから逃れたい)」【平成19年8月20日(月)日本経済新聞より】

夏期講習が行われる塾・予備校の自習室の役割が変わってきた。

自宅では集中できない理由として、テレビやゲームの誘惑ではなく、「友人との携帯メール」が原因であるとのこと。

その背景には

「自分からメールをしなくても、友達からメールが来たら返事を『しなくてはならない』し、また、そうしないと自分も不安になる。お互い同じような気持ちになり、結構な時間を要している。その点、自習室にいれば携帯の電源を切っておかなければならないため、友人に返信できなかった言い訳が立つ。」

4 サイバー犯罪の加害者にならないために

(1) サイバー犯罪について

サイバー犯罪とは、コンピュータ若しくは電磁的記録を対象とした犯罪又はそれ以外のコンピュータ・ネットワークをその手段として利用した犯罪である。



(2) サイバー犯罪の特徴について

- ア 犯罪の痕跡が残りにくい。
- イ 不特定多数のものに被害が及ぶ。
- ウ 容易に国境を越えることができるなど匿名性が高いという特徴がある。

(3) 加害者にならないための指導の充実について

不正アクセス行為、架空請求詐欺、インターネットオークション詐欺、インターネット・カフェの悪用、出会い系サイト等の問題点とともに、被害者の心情を理解させるなど、加害者にならない指導を充実する必要がある。

5 トラブルに巻き込まれたら

(広島県警察サイバー犯罪対策室HPから抜粋)

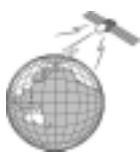
誹謗中傷・名誉毀損について

インターネット掲示板などは、手軽に情報交換ができるが、相手の顔が見えず、投稿者の匿名性が高いという特徴がある。

ここでは、トラブルの当事者にならないための注意点を紹介する。

(1) 被害防止対策

- ア 安易に個人情報を知らせない
掲示板等への安易な個人情報の書き込み、ホームページ上のアンケート等への回答にも十分な注意が必要である。



イ ルールとマナー

インターネット上のルールやマナー（ネチケット）(*6)を守り、トラブルに巻き込まれないようインターネットの利用を心がけることが大切である。

(2) 対処方法【被害に遭ってしまったら！】

サイバー犯罪などの被害に遭遇したときは、一人で悩むことなく、保護者や教職員に相談するとともに、警察等の関係機関（相談窓口一覧を参照）に相談することが大切である。

対処方法としては、ア～エの内容を十分踏まえる必要がある。

ア 掲載事項の記録化

名誉毀損等自分自身を誹謗中傷する内容をインターネット上に掲載された場合には、掲載されたホームページを印字し、当該サイトのアドレス、書込者、書込日時を記録する。



これは、以後のプロバイダ(*5)等への連絡や警察署への届出の際に必要となる。

イ プロバイダ又は掲示板等管理者への削除依頼

掲示板等への書き込みについては、プロバイダ責任法が平成14年5月施行され、一定の条件下でプロバイダや掲示板管理者（以下、「プロバイダ等」）の書き込み削除行為に関する責任免除について規定されており、プロバイダ等に対して書き込み日時、内容等を連絡することにより、削除することが可能である。

ウ 発信者（書込者）情報の開示請求

プロバイダ責任法には、一定の条件下でプロバイダ等に対して発信者（書込者）の情報開示請求を行うことができる。誹謗中傷による損害賠償を請求するため、被害者を保護するために規定されたものである。

エ 警察署への届出

掲示板等への書き込み内容等により、名誉毀損や脅迫、業務妨害等の犯罪を構成するようなものやその恐れのあるものについては、最寄りの警察署へ相談すること。



6 携帯電話等IT機器の指導に係る基本的な視点

【学校における主な指導のポイント】

- (1) 学校への不要物や携帯電話等の持ち込み、使用に係る指導方針及び基準等について、児童生徒及び保護者に明確に示すこと。



さらに、ルール等に違反した場合の対応についても、十分周知すること。

- (2) 携帯電話等の使用に係る、メリット・デメリットを児童生徒及び保護者に具体例を示しながら繰り返し周知すること。
- (3) 指導方針に違反する行為に対しては、特別な指導を行うなど、すべての教職員が、毅然とした対応を行うこと。
- (4) 掲示板等への誹謗中傷の書き込みは、いじめであり、命に関わる重大な問題行動であることを認識させることが大切である。

こうした問題行動の未然防止のためには、普段から、他者を思いやる心を育てる指導を行うとともに、問題発生時には、被害者を守り、加害者には、被害者の心情を理解させ、謝罪等をさせるなど、毅然とした対応を行うことが大切である。

- (5) 「ケータイメール」のやりとりを「迷惑」と感じている児童生徒もいることなどをあらゆる機会を通じて、児童生徒に指導すること。
- (6) 児童生徒、保護者等から相談があったときには、「5 トラブルに巻き込まれたら」を参考にして、迅速に対応すること。
- (7) フィルタリングにかからない有害なサイトやブログの情報の家庭への提供と注意喚起を行うこと。
- (8) 学校施設内等での携帯電話等の充電は、窃盗に当たることを理解させること。
- (9) 教職員が、やむを得ず児童生徒の携帯電話に直接連絡を取る必要があるときには、保護者に事前に連絡内容を伝えるときに、学校の固定電話から連絡するなどの配慮が必要である。



さらに、児童生徒との安易なメール交換などは、必要以上に個人的な接触につながる恐れもあることから、望ましくない。

【家庭における主な指導のポイント】

- (1) 児童生徒が携帯電話を持つことについてどう考えるべきか、持つとしてもどのような機能が必要なのかについて、事前に検討すること。
- (2) 携帯電話にインターネットへの接続機能が必要かどうか。接続が可能な携帯電話を持たせるときは、フィルタリングを必ず活用する必要があること。
- (3) 各家庭においても、携帯電話の持つ危険性の認識を踏まえつつ、使い方などについて明確なルールを定めておく必要があること。
- (4) 保護者は、学校や家庭、地域社会のルールを子どもが守るよう指導するとともに、社会常識を子どもに教えるなど、各家庭でマナーについての指導も十分に行うことが大切である。



7 おわりに

携帯電話等IT機器の指導に当たっては、家庭と学校が十分連携し、それぞれの役割を確実に果たすことが重要である。

家庭においては、児童生徒が使うインターネットやパソコン、携帯電話等は、保護者の責任において契約した機器を子どもが一時的に使用するものであることから、使用に係るメリット・デメリットについて十分話し合うとともに、ルールやマナーを十分指導することが必要である。

学校においては、携帯電話等IT機器がもたらす危険性を十分認識させるよう、情報モラル教育を充実させるとともに、非行防止教室を年間計画に位置付けるなど、より体系的な取組みを進めることが大切である。

さらに、携帯電話等IT機器に係る指導に当たっては、機器そのものの使用に係る指導とともに、携帯電話等を利用して、他者を傷つけたり、自らを大切にしない行為に及ぶなどの問題行動を自らが律する自己統制力や思いやりといった規範意識や耐性などを育成する指導を行うことが重要である。



その為には、自らが行った行為によって、悲しんでいる人がいることや迷惑を被っている人がいることなどをあらゆる機会を通じて、気づかせる指導が重要である。

【用語解説】

- (※1) IT【インフォメーション テクノロジー】
- (※2) ウェブ【World Wide Web (ワールド ワイド ウェブ、略名: WWW)は、インターネット上で提供されるハイパーテキストシステム。単に Web (ウェブ)と呼ばれることも多い。インターネットは本来、コンピュータ・ネットワーク自体を指す言葉であったが、日常用語では WWW を指すことも多い。】
- (※3) コンテンツ【インターネットやケーブルテレビなどの情報サービスにおいて、提供される文書・音声・映像・ゲームソフトなどの個々の情報のこと。デジタルコンテンツ。】
- (※4) パケット通信料【携帯電話で Web サイトやメール、情報サービスなどを利用した時のデータ通信にかかる料金。】
- (※5) プロバイダ【インターネットへの接続サービスを提供する業者。インターネットへ接続するために必要なサーバーや回線のほか、メールアドレス、ホームページのディスクスペースなどを提供する。インターネットサービスプロバイダー。インターネットプロバイダー。ISP。】
- (※6) ネットワーク【「network+etiquette から」ネットワーク上で情報や意見を交換したりする際のマナー。ネットワーク上でのエチケットという意味。】

【参考資料】

- * 平成18年度版 情報通信白書
- * 広島県警察ホームページ
- * 「少年のインターネット利用に関する調査研究報告書」― 平成17年度青少年問題調査研究 ― 警察庁生活安全局少年課
- * 携帯電話がもたらす弊害から児童生徒を守るために - これまでの審議から - 平成18年9月 バーチャル社会のもたらす弊害から児童生徒を守る研究会

相談窓口一覧

総合相談窓口（サイバー犯罪による被害やインターネットでのトラブル，中傷等の書き込みなどの相談）

- ・広島県警察サイバー犯罪対策室

<http://www.police.pref.hiroshima.lg.jp/041/hightech/index.html>

- ・警察庁インターネット安全・安心相談

<http://www.cybersafety.go.jp/>

- ・インターネットホットライン連絡協議会

<http://www.iajapan.org/hotline/>

迷惑メール等の相談窓口（チェーンメールや迷惑メールなどの対処に関する相談）

- ・迷惑メール相談センター((財)日本データ通信協会)

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/top.htm>

- ・撃退 チェーンメール（上記の迷惑メール相談センター内サイト）

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/topchain.html>

- ・インターネット人権相談受付窓口（法務省）

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

違法・有害情報に関する相談窓口（出会い系サイトなど違法・有害なサイトなどに関する相談）

- ・インターネットホットラインセンター

<http://www.internethotline.jp/>

不正請求などに関する相談窓口（ネットオークション，料金請求などの相談）

- ・独立行政法人国民生活センター

<http://www.kokusen.go.jp/>

- ・全国の消費生活センター一覧

<http://www.kokusen.go.jp/map/>

コンピューターウイルスに関する相談窓口

- ・独立行政法人 情報処理推進機構

<http://www.ipa.go.jp/security/>

インターネットの運用情報の相談窓口

- ・@police

<http://www.cyberpolice.go.jp/>

- ・電気通信サービスに関する相談窓口（総務省 電気通信消費者相談センター）

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/madoguchi/tushin_madoguchi.html

携帯電話等ＩＴ機器によるインターネット上の 誹謗中傷等への対応について

【参考】

サイバー犯罪から青少年を守るために
～サイバー犯罪に遭わない、起こさない～
広島県インターネットセキュリティ対策推進
協議会

インターネット掲示板を利用した犯罪について

インターネット掲示板とは、インターネット上で、誰でも自由に書き込みができ、情報交換や友達作りの場として利用されています。

このインターネット掲示板を利用した犯罪としては、殺人予告や爆破予告などの脅迫や威力業務妨害のほか、掲示板への書き込み内容が原因で凶悪事件に発展した事例もあります。

具体的犯罪等の事例

【脅迫の事例】

インターネット掲示板に「○月○日に○○を爆破します。」等の書き込みを行った。
(威力業務妨害～３年以下の懲役又は５０万円以下の罰金)

【名誉毀損の事例】

インターネット掲示板にクラスメートの住所、氏名等の個人情報を掲載して誹謗中傷する書き込みを行った。
(名誉毀損～３年以下の懲役若しくは禁固又は５０万円以下の罰金)

【他人の個人情報を掲載した事例】

掲示板のアンケートの中に「あなたの友達を教えてください。」という書き込みがあったことから、友達の住所や氏名、電話番号等を書き込んでしまった。

【その他の事例】

インターネット掲示板に、クラスメートの氏名を特定した上で、悪口等を書き込む、いじめ、嫌がらせを行う。

原因や動機

好奇心やいたずらによる書き込み
個人情報(自分の写真等)の不用意な掲載
うっぶん晴らしや嫌がらせ



児童生徒の発達段階等に応じた指導

問題点

適切な指導、アドバイスが行われていない。
相手が分からないことから、掲示板上で他人を傷つけても平気な世界だと勘違いしてしまう。
空想の世界にのめり込んでしまう。
掲示板への書き込み、閲覧が誰にも指摘されないで自由にできる。
誰が書き込んだのか分からない。

具体的な対応手順

事実確認

被害児童生徒から事実の詳細を聴き取る。
保護者へ事実を連絡する。

掲載事項の記録化

掲載内容等を印字し当該サイトのアドレス、書込者、書込日時を記録する。

掲示板管理者等への削除依頼

プロバイダ等に対して書込日時、内容等を連絡することにより、削除することが可能である。【プロバイダ責任法】

発信者(書込者)情報の開示請求

誹謗中傷等による損害賠償を請求するため、被害者を保護するために規定されている。

警察への届け出

名誉毀損や脅迫、業務妨害等の犯罪を構成するようなものやおそれのあるものについては、警察署等へ相談する。

豊かな人間性や社会性を育む生徒指導の進め方について ～ 社会奉仕体験活動を通して～

広島県教育委員会

1 はじめに

今日、暴力行為やいじめ、不登校など児童生徒をめぐる様々な問題が発生しており、深刻な社会問題となっています。こうした生徒指導上の諸問題の一因として、「他者への思いやりの不足」や「感情のコントロールができない」ことなどが考えられます。

思いやりや自分の感情をコントロールする自己統制力は、集団や友人関係など、人間関係の中で、人と接することにより身に付けるものです。

このため、児童生徒の健全な成長を図るためには、人、社会、自然などにかかわる直接的な体験を通して、豊かな人間性や社会性を育み、児童生徒のよりよい人格の形成に取り組む必要があります。



特に、「社会奉仕体験活動」は、「誰かのために、したいこと・できること」であり、このような見返りを期待しない体験を通じて、児童生徒が、人の役に立ったという自己有用感や達成したという成就感を感じる中で、他者に対する思いやりや自己肯定感など豊かな人間性と社会性を育むことができます。

各学校においては、発達段階に応じた社会奉仕体験活動などを教育活動として位置づけるなどして、生徒指導上の諸問題の未然防止を図ることが重要です。

2 社会奉仕体験活動について

(1) 社会奉仕体験活動の概念

中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」では、奉仕活動・体験活動を次のように述べています。

個人が能力や経験などを生かし、個人や団体が支え合う、新たな「公共」に寄与する活動、具体的には、「自分の時間を提供し、対価を目的とせず、自分を含め他人や地域、社会のために役立つ活動」を幅広く捉えるとともに、社会性や豊かな人間性を育むという教育的側面に着目し、社会や自然などに積極的にかかわる様々な幅広い活動

(2) 社会奉仕体験活動のとりえ方

前述の答申では、社会奉仕体験活動に係る自発性や無償性の考え方等について次のように述べています。

自発性

児童生徒が、様々なきっかけから社会に役立つ活動を始め、活動を通してその意義を深く認識し活動が続けることも考えられることから、学校教育においては、「自発性は、活動の要件ではなく活動の成果」として捉えることもできます。

無償性

活動にともなう交通費や保険料、必要な物品に係る経費など一定の社会的なコストを要することから、このコストをどのように分担するかについては、個々の事例により判断が必要です。

日常性

誰でも日常的に参加できる活動であり、活動に楽しさなどを見出せるよう工夫する必要があります。

3 社会奉仕体験活動等の重要性について

(1) 豊かな体験活動の推進の重要性

平成13年7月、学校教育法等の改正が行われ、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校において、教育目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童生徒の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとするのが規定されました。



また、平成14年7月には、中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」が取りまとめられ、青少年の時期には、学校内外における奉仕活動・体験活動を推進するなど、多様な体験活動の機会を充実し、

豊かな人間性や社会性等を培っていくことが必要であるとして、学校、家庭、地域が連携・協力して、社会的な仕組みづくりなどを行うべきであるとの提言がなされました。

さらに、学習指導要領においても、「生きる力」の育成を目指す観点から各教科等を通じて体験活動を重視するとともに、体験活動を重要な活動の一つとする「総合的な学習の時間」を創設しています。このように、各学校において、社会奉仕体験活動など様々な体験活動の推進に取り組むことは極めて重要です。

(2) 社会奉仕体験活動など体験活動の有効性

社会奉仕体験活動など体験活動の有効性については、図1に示す文部科学省「青少年の自然体験活動等に関する実態調査」(平成17年度調査)によると、「道路や公園などに捨てられているゴミを拾ったりする」や「小さい子どもを背負ったり遊んであげる」などの生活体験が豊富な子どもほど、他者を思いやる心や規範意識などの道德観や正義感が身に付いている傾向があるとの調査結果があります。

近隣の駅や通学路、公園等の清掃活動やお年寄りと係わる体験などの社会奉仕体験活動を行うことによって、相手のことを考えた行動やルールを守る気持ちを育むことができます。

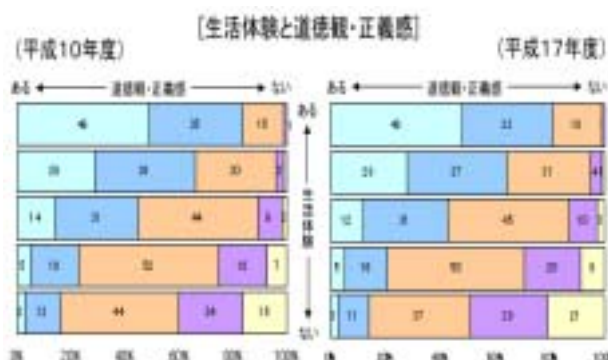


図1 「青少年の自然体験活動等に関する実態調査」(平成17年度調査)

(3) 社会奉仕体験活動が育てる力

社会奉仕体験活動は、発達段階に応じたねらいを明確にし、学校と地域、関係機関等が一体となって、主に次の三つの力を育むよう計画することが大切です。

- 思いやりなどの豊かな人間性
- 社会生活上のルールの習得などの社会性
- 自ら考え、判断し、行動できる力 など

児童生徒は、これらの力を身に付けることによって、社会の一員としての自覚を深め、他者

や社会のために、何をするができるのかを自ら考え、行動できるようになります。

4 社会奉仕体験活動の充実のために

社会奉仕体験活動は、学校の教育方針のもと、児童生徒に身に付けさせたい力などのねらいを明確にし、教育計画に適切に位置づけ、地域や関係機関等と連携し、適切な役割分担などを図りながら実施することが大切です。

(1) 学校としての体制づくり

各学校においては、校長のリーダーシップのもと、全教職員が協力して、社会奉仕体験活動などの推進を図る体制の確立が重要です。

そのためには、地域の協力を得るとともに、関係機関との継続的な連携関係を促進し、学校の活動に幅広い支援が得られるよう、保護者、地域、関係機関等によるサポート・グループなどを設けることが求められます。

(2) 教職員の意識・能力の向上

教職員一人一人が、社会奉仕体験活動の意義や理念を正しく理解し、自信をもって指導に当たることができるよう、指導力の向上に努めることが重要です。

そのためには、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動に係る校内研修等を実施することが求められます。

(3) 活動実施の上の留意点

ア 教育活動全体を通じた体験活動の充実

発達段階に応じた適切な活動の機会が提供されるよう、活動のねらいを明確にし、教育活動全体を通じた取組みとすることが大切です。そのためには、

学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間をはじめ教科等の学習指導及び部活動等の課外活動など教育活動において適切な位置づけを行うこと。

小中高等学校及び特別支援学校におけるそれぞれの取組みに継続性をもたせ、発達段階に応じた活動の内容や期間などを工夫すること。

各教科などにおける学習指導との関連を図ること。

などが求められます。

また、長期休業期間中は、体験活動を実施しやすい時期でもあり、児童生徒が任意で参加する活動などを計画、実施するとともに、様々な活動の機会について情報提供を行うなど、体験活動の充実に努めることが大切です。

イ 興味・関心を引き出し、自発性を高める工夫
児童生徒の興味・関心を引き出し、自発性を
育てる工夫として、

発達段階や活動の内容に応じ、活動の企画
段階から、児童生徒を参加させる。

児童生徒が選択できるよう多様な活動の場
を提供する。

ことなどがあります。

ウ 事前指導・事後指導

実施前に、活動のねらいや意義を児童生徒に
十分理解させ、児童生徒が取り組む活動につい
て、あらかじめ調べさせたり、準備を行うこと
を通して、活動への意欲を高めるとともに、活
動後は、感じたことや、気づいたことを振り返
らせ、まとめたり発表したりする機会を設定す
ることが重要です。

エ 活動の円滑な実施のための配慮

活動の円滑な実施にあたっては、体験活動を
効果的かつ安全に行うために必要な知識・技能
やマナー等の習得をねらいとした事前指導が
必要です。

また、活動内容によっては、受入れ人数の適
正化や受入れ先との連絡調整など企画段階で
の配慮とともに、活動を実施する際の留意点や
活動を支援するボランティアなどの参加の受
入れなどにも、十分な配慮が必要です。

オ 危機管理体制の充実

体験活動などを実施するにあたっては、児童
生徒の安全を最優先に考え、危機管理体制を確
立しておく必要があります。

緊急時への対応として、緊急対応マニュアル
の作成、関係機関との事前連絡、緊急時の連絡
リストの作成、保険の利用などを行うことも大
切です。

また、児童生徒へ事故防止の指導や事故への
対応方法などの指導も必要です。

5 おわりに

本県では、平成14年度から、県立高等学校を
20校程度指定し、生徒指導上の諸問題、とりわ
け中途退学の減少に焦点化した「社会奉仕・自然
体験活動等推進事業」を実施しています。その取
組みの主なものを次に示します。

ボランティア活動など社会奉仕に係る体験活動

- 学校周辺、駅周辺、通学路等の清掃活動
- 「花いっぱい運動」により、通学路等にプラン
ターを設置する環境美化活動
- 工業の技術を活かした地域貢献活動

交流に係る体験活動

- 地域のまつりに参加する地域住民との交
流活動
- 保育所実習による園児とのふれあい活動
- 高齢者とのふれあい交流活動
- 小学生対象の「木工教室」「陶芸教室」
による交流活動
- 地域住民を招いてのパソコン教室

職場や就業に係る体験活動

- インターンシップによる就業体験活動
- 生徒の進路希望に沿った地域事業所等
での体験活動

文化や芸術に係る体験活動

- 地域特産のこんにゃくづくりを通じた地
域住民との交流活動
- 地域の伝統芸能である和太鼓を各地のイ
ベントで披露する活動
- 留学生との文化交流活動

勤労生産に係る体験活動

- 農家の指導を受け、果物や野菜、花をつく
る体験活動

自然に係わる体験活動

- カッター、カヌー、ウィンドサーフィン等
の海洋スポーツ体験活動
- トレッキング、オリエンテーリング、レク
レーション等の自然体験活動

暴力行為やいじめなどの問題行動への対応に
当たっては、児童生徒の間違った行為に対し、毅然
とした指導を行うことが大切です。その指導の中
で、「何が間違った行為なのか」、「誰に迷惑を
かけたのか」などを人としての生き方、在り方を
もとに心に響く指導を行うとともに、日頃から問
題行動等を未然に防止するために、他者への思い
やりや規範意識を育むよう取り組むことが大切
です。

社会奉仕体験活動は、「誰かのために、したい
こと・できること」であり、見返りを期待しない
体験です。他者のために自らが汗を流し、自らが
体験する中で、豊かな心が育まれるとともに、教
職員が、ともに活動する姿や地域の方々の真剣な
姿に、自らを重ね合わせ、自分自身の生きる方向
を自らが決定することができます。

よって、社会奉仕体験活動は、心を育てる重要
な取り組みであるといえます。

【参考文献】

- 文部科学省 中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推
進方策等について」平成14年7月
- 文部科学省 「体験活動事例集-豊かな体験活動の推進のために-」
平成14年10月
- 文部科学省 やってみよう!誰かのためにしたいこと・できること~
奉仕活動・体験活動の推進~平成14年6月

広島県立松永高等学校

校内外清掃活動

1 ねらい

- ア 豊かな人間性（感謝の気持ち）の育成
- イ 社会性・規範意識の育成
- ウ 生徒会や委員会活動等自主的活動の発展・充実

2 活動場所、学年、回数等

場 所：学校周辺，通学路，ＪＲ松永駅北口・南口
 対象学年：全学年
 回 数：年間２回（６月・１２月）

3 活動内容

保健美化委員が教職員等と連携し企画や準備を行うとともに，生徒，教職員，保護者，同窓会，地域住民が参加し，ＪＲ駅周辺などに投げ捨てられているペットボトルやゴミ等の回収を行った。

4 成果と課題

- 【成果】・ゴミを散乱させる生徒や日常の掃除を怠ける生徒が減少した。
- ・地域の方々などの参加者と交流が深まり，学校への信頼感が増した。
- ・生徒が，進んで行事に取り組むなど主体性が育成された。
- 【課題】・実施場所，実施回数等を検討する必要がある。



広島県立総合技術高等学校

校外清掃活動

1 ねらい

- ア 地域とのふれあい
- イ 通学路の安全確保
- ウ 社会性・規範意識の醸成

2 活動場所、学年、回数等

場 所：学校周辺，通学路，ＪＲ本郷駅，なかよし公園
 対象学年：全学年
 回 数：年間３回（６月，１０月ただし１０月は２回実施）

3 活動内容

学年別にＬＨＲの時間を活用し，活動内容，活動区域を各クラスで分担し，学校周辺，通学路，ＪＲ駅周辺，公園などの除草作業やゴミ・空き缶拾いなどの清掃活動を実施した。

4 成果と課題

- 【成果】・通学路の除草を行い，道路の安全を確保することができた。
- ・活動中に地域住民と挨拶を交わすなど，交流を深めることができた。
- ・地域から感謝されるなど，生徒が自己有用感をもち，社会へ貢献する心と規範意識が高まった。
- 【課題】・実施時期，実施回数等を検討する必要がある。



広島県立広島工業高等学校

テクノボランティア

1 ねらい

- ア 地域交流及び教育内容の実践
- イ 社会貢献による社会の一員としての自覚の促進
- ウ 勤労観や職業観の育成

2 活動場所、学年、回数等

場 所：区内
 対象学年：全学年
 回 数：年間，平日 16:00～18:00

3 活動内容

テクノボランティアでは，近隣の学校施設・設備の修理等，高齢者宅における車椅子のメンテナンス，家電製品の修理等，保育園の遊具製作，おもちゃの修理等を行っている。各クラスのボランティア委員が，その場で修理を行ったり，学校へ持ち帰り，各学科の生徒が実習の時間に修理等を行ったりした。

4 成果と課題

- 【成果】・高齢者から感謝され，自己有用感を味わうことができた。
- ・学んだ技術を生かし社会貢献することで，勤労観や職業観を育てることができた。
- 【課題】・日程調整等，計画を立てて実践することが必要である。



広島県立賀茂北高等学校

社会福祉施設における交流

1.ねらい

- ア 社会福祉への理解と関心を深める。
- イ 社会奉仕と地域連帯の精神を養う。
- ウ 思いやりのある心を育てる。

2.活動場所、学年、回数等

場 所： 特別養護老人ホーム
対象学年： 1, 2 年生及び福祉類型の生徒
回 数： 年間 2 回（7 月, 12 月）

3.活動内容

特別養護老人ホームにおいて、一緒にリースづくりを行ったり、「納涼祭」の手伝いなどを行ったりした。

4.成果と課題

- 【成果】・他人を思いやる心を育てることができた。
・「社会や地域のために、自分の力で何かできることはないか」などを考えるきっかけとなった。
- 【課題】・全校生徒に呼びかけて、実施する必要がある。
・ボランティア活動に生徒が参加しやすい環境づくりを進める必要がある。



広島県立大崎海星高等学校

校外清掃活動

1.ねらい

- ア 社会の一員としての自覚を深め、社会に貢献できる人材を育成する。
- イ 人から感謝される喜びを体験し、将来の生き方を考える。

2.活動場所、学年、回数等

場 所： 港周辺及び桟橋、学校周辺の河川、溝、道路
対象学年： 全学年
回 数： 校外清掃活動年 3 回（6 月, 10 月, 2 月）,
港ボランティア活動年 1 回（9 月）

3.活動内容

・校外清掃活動では、全学年が一斉に、学校周辺の河川や溝のゴミを拾う等の活動を実施した。

4.成果と課題

- 【成果】・生徒が地域の方々とふれあう良い機会となっている。
・地域の方から感謝されることによって、生徒が地域に育てられていると実感し、地域の一員であるという自覚を深めた。
- 【課題】・清掃活動だけでなく、地域の行事や活動に参加するなど、地域に貢献する機会を増やす必要がある。



広島県立黒瀬高等学校

社会福祉施設実習

1.ねらい

- ア 豊かな心の育成を図る。
- イ 地域から信頼される学校づくりの推進を図る。
- ウ 福祉・保育等の技術の取得及び思いやりの心の育成を図る。

2.活動場所、学年、回数等

場 所： 学校、介護老人福祉施設、リハビリテーションセンター
保健福祉センター、保育所
対象学年： 全学年
回 数： 年間を通して実施（複数回）

3.活動内容

福祉祭への参加や老人クラブの高齢者との交流、老人福祉施設やリハビリテーションセンターでの体験実習などを行った。

4.成果と課題

- 【成果】・他者に対する思いやりの心や社会性の育成を図ることができた。
・利用者との交流を通して、信頼関係を深めることができた。
・地域との積極的な交流により、地域に根ざした活動ができた。
- 【課題】・今後も引き続き、様々な体験活動に生徒が参加する機会を提供する必要がある。



広島県立豊田高等学校

校内外清掃活動

1 ねらい

- ア 思いやりの心や社会性の育成を図る。
- イ 社会の一員として自覚を深め、将来、地域社会で活躍するために必要な資質や態度を育成する。
- ウ 地域から信頼される学校づくりの推進を図る。

2 活動場所、学年、回数等

場 所：JR 風早駅及びその周辺

対象学年：全学年、生徒会

実 施：通年 火曜日（放課後の掃除の時間全生徒の当番による）、水曜日（生徒会による）

3 活動内容

毎週火曜日の放課後掃除の時間に、すべてのクラスがローテーションで、JR 風早駅及び通学路清掃を行うとともに、毎週水曜日には、生徒会執行部の生徒が駅及びその周辺の清掃を実施した。

4 成果と課題

【成果】・地域の方々も利用する駅を清掃することにより、人のために役立つことの喜びや環境を整える意識が高まった。

・地域の方々とのふれあう場面が多いことから、挨拶などを進んで行うことができるようになった。

【課題】・他の清掃ボランティア活動との連携を行う。



広島県立大竹高等学校

花いっぱい運動

1 ねらい

ア 園芸活動を通して思いやりの心の育成を図る。

イ 社会性や規範意識を育む。

ウ 地域から信頼される学校づくりの推進を図る。

2 活動場所、学年、回数等

場 所：学校内、通学路、J R 大竹駅周辺、商店街

対象学年：全学年

回 数：年間を通して実施

3 活動内容

地域の方々や地元の小学生とともに、クラインガルテン交流、ピオトープ整備を行った。また、緑化活動として、ヒマワリ、コスモス、パンジーなどを育て、通学路や商店街にプランターを設置し管理を行った。

4 成果と課題

【成果】・地域の人から喜ばれ、充実感や達成感を味わうことができた。

・参加者との交流が深まるなど、学校への信頼感につながった。

・花を大切に育てることを通して思いやりの心が醸成された。

【課題】・作業の効率化、省力化ができるよう内容を工夫する必要がある。



広島県立宮島工業高等学校

校内外清掃活動

1 ねらい

ア 地域貢献活動を通じて、社会奉仕の心を育む。

イ 地域とともに、清掃活動等に取り組むことによって、社会の一員としての自覚を高める。

2 活動場所、学年、回数等

場 所：物見一号公園及び通学路等校内外周辺

対象学年：公園：全学年からの希望者約 150 名及び生徒会

校内外周辺：全学年、生徒会及び環境整備委員約 50 名

実 施：公園：年間 1 回 放課後

校内外周辺：年間 1 回（全校生徒）、学期 1 回（生徒会及び環境整備委員）

3 活動内容

・生徒会が全校生徒に呼びかけ、自主的に参加をした約 150 名が、学校近隣の公園の清掃活動を地域とともにに行った。

・駅や通学路及び学校周辺の清掃活動では、全校生徒による年 1 回の活動とともに、学期に 1 回生徒会及び環境整備委員約 50 名が活動を行った。

4 成果と課題

【成果】・奉仕活動に多くの生徒が自主的に参加するなど、地域に貢献する意欲が高まった。

・地域とのふれあいを通して、挨拶やマナーなどの向上が図られた。

【課題】・生徒一人一人が、どのように地域へ貢献するのかを自ら考え実行する力を育む必要がある。

